

平成29年第1回西郷村議会定例会

議事日程（3号）

平成29年3月10日（金曜日）午前10時開議

日程第 1 一般質問

- | | | | |
|-------|-----|-------|---------------|
| No. 4 | 11番 | 上田秀人君 | (P 63～P 86) |
| No. 5 | 12番 | 後藤功君 | (P 87～P 103) |
| No. 6 | 8番 | 金田裕二君 | (P 104～P 112) |
| No. 7 | 14番 | 大石雪雄君 | (P 113～P 121) |

・出席議員（15名）

1番 松田隆志君	2番 高橋廣志君	3番 真船正康君
4番 鈴木勝久君	5番 欠員	6番 南館かつえ君
7番 藤田節夫君	8番 金田裕二君	9番 秋山和男君
10番 矢吹利夫君	11番 上田秀人君	12番 後藤功君
13番 佐藤富男君	14番 大石雪雄君	15番 真船正晃君
16番 白岩征治君		

・欠員（1名）

・欠席議員（なし）

・地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	佐藤正博君	副村長	大倉修君
教育長	鈴木且雪君	会計管理者兼 会計室長	芳賀盛男君
参事兼 総務課長	山崎昇君	参事兼 税務課長	近藤伸男君
住民生活課長	鈴木真由美君	放射能対策 課長	菅野一君
福祉課長	真船貞君	健康推進課長	長谷川洋之君
商工観光課長	福田修君	参事兼 農政課長	東宮清章君
建設課長	鈴木宏司君	企画財政課長	田中茂勝君
上下水道課長	鈴木茂和君	学校教育課長	高野敏正君
生涯学習課長	伊藤秀雄君	農業委員会 事務局長	若林哲雄君

・本会議に出席した事務局職員

議会事務局長 兼監査委員 主任書記	藤田哲夫	次長兼 議事係長兼 監査委員書記	黒須賢博
専門主査兼 庶務係長	相川佐江子		

◎開議の宣告

○議長（白岩征治君） おはようございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎一般質問

○議長（白岩征治君） 本日の日程は一般質問であります。

質問は、通告順に行います。質問は、会議規則第63条の準用規定により、一問一答方式で行います。また、質問時間は、答弁を含め1人につき90分以内を原則いたします。

なお、質問及び答弁は簡潔明瞭に努めるよう、よろしくご協力のほどお願いいたします。

それでは、通告第4、11番上田秀人君の一般質問を許します。11番上田秀人君。

◇11番 上田秀人君

1. 西郷村拠点づくりプロジェクト計画と公共交通網整備計画について
2. 村営住宅及び定住促進住宅について
3. 介護保険事業について

○11番（上田秀人君） 改めまして、おはようございます。11番、通告に従いまして一般質問を行いたいと思います。

まず、通告の第1としまして、西郷村拠点づくりプロジェクト計画と公共交通網整備計画についてということでございます。

最初に、拠点づくりプロジェクト計画の進捗状況についてお示しをくださいということで通告をしてあります。

拠点づくりプロジェクト計画の進捗状況についてお示しくださいということで、最初に通告を入れました。このことに関しましては、本年1月24日に全員協議会において、計画について説明をいただきました。そのときの資料の中で、目的としましていろいろ説明をいただきましたけれども、計画の目的として、中段のあたりに、今後の人口推移に関しては予断を許さないということからいろいろ書いてありまして、西郷村まち・ひと・しごと創生総合戦略の取り組みとして、安心して暮らしていく上で必要な生活サービスを受け続けられる環境を維持していくために、防災拠点である役場庁舎及び交流拠点である村文化センターを中心とした行政機関、公共交通ターミナル、産業施設と金融機関等の集約を図るなど、拠点の形成を目指すということで、この部分が1つの目的かなというふうに理解をしております。

また、そのときの資料の中で、この拠点づくりプロジェクト計画の策定スケジュールというものが示されています。このスケジュールを見ますと、11月から3月までのタイムスケジュールが書いてございます。この中で2月から3月に向けての中で、将来ビジョンの検討と、3月においては運営方法の検討ということがスケジュール検討、あとは概算事業の検討、あと3月の半ばぐらいから整備、財政等の検討、公共施

設の課題などというふうに書いてありますけれども、このような私らに示された策定スケジュールのとおり、まず進んでいるのかどうなのか、そこからまずお示しいただきたいと思います。

○議長（白岩征治君） 企画財政課長。

○企画財政課長（田中茂勝君） 11番上田議員の質問の第1、拠点づくりプロジェクト計画策定の進捗状況についてお答えいたします。

現在、村では地方創生総合戦略の取り組みといたしまして、8月に地方創生加速化交付金の交付を受けまして、安心して暮らしていく上で必要な生活サービスを受け続けられる環境を維持していくために、拠点づくりプロジェクト計画の策定に取り組んでおります。

計画の策定に当たりまして、課題や要望等の把握を行うための基礎調査といたしまして、村民2,000人を対象としましてアンケート調査を実施いたしました。

次に、コンセプトを検討することや住民要望を抽出することなどを目的に、村民、事業者、若手行政職員30人をメンバーといたしまして、ワークショップ形式で意見交換をし、村への提言をまとめております。

それで、このアンケート結果やワークショップでの意見を基礎といたしまして、産業、防災関係、大学、金融機関、教育関係、言論機関、農業関係者等のさまざまな分野から構成される策定委員会と特別職・管理職で構成する幹事会を開催しまして、計画をまとめているところでございます。

先ほどお話しされましたように、現在、将来ビジョンの検討、それから概算事業費、そういったことについて検討しているところでございます。

今後は、パブリックコメントを実施しまして、村の総合振興審議会の答申をいただいて計画を策定する予定でおりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君の再質問を許します。

○11番（上田秀人君） 11番。ただいまの答弁をいただいて、答弁の中で、2,000人にアンケートを実施したと、あとは若手職員なり、今、村の関係する方に30人ほどお願いをして、ワークショップを開催しながら計画をまとめていったんだということで、この3月においては具体的な実施計画のほうに移行していくのかなというふうな部分を理解するところでございます。

ただ、今回、私らに示された資料を見ていますと、いわゆる防災拠点としての役場庁舎、交流機関としての文化センターがあり、それらを中心に、いわゆる行政機関、あとは公共交通ターミナル、商業施設、金融機関等をこの周辺に集約を図るということで理解をするところでございますけれども、もし違うのであれば違うというふうに説明をいただければ。要するに、村の核となる場所をつくる。この場所に来れば、いわゆる行政手続から交流、買い物、銀行などね、金融機関と言えいいんですかね、銀行と言うよりも——などの用事を済ますことができるようになるというふうに理解をするところでございます。

そして、その中心点をつくったところから、いわゆる公共交通網を整備をしていく

というふうに理解をしていいのかなというふうに思うんですけども、まずそこから確認したいと思いますけれども、それでよろしいのでしょうか、伺います。

○議長（白岩征治君） 企画財政課長。

○企画財政課長（田中茂勝君） お答えいたします。

そのような計画をつくっていききたいというふうに考えております。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 11番。本題のほうに移っていききたいと思うんですけども、いわゆる公共交通機関の話になると、いつもこの西郡、白河市を中心とした発展した地区なので、白河市が中心になって、そこから放射状にバス路線なり、今、公共交通機関の整備が進んでいるということで、なかなかうまくいかないんだというお話が今までずっと継続でありました。それを打開するがゆえの、いわゆる公共交通機関の核をつくり、そこを中心として交通網を整備していくということのかなというふうに理解するわけでございます。

具体的にどのような公共交通機関の形態を考えているのか、村としての考えをお示しく下さい。

○議長（白岩征治君） 企画財政課長。

○企画財政課長（田中茂勝君） お答えいたします。

具体的にどのような公共交通網の形態を考えているのかということのご質問でございますが、具体的に申し上げますと、役場周辺などの生活拠点と新白河駅、白河駅とを結ぶ市町村間の幹線となる路線を増便して、利便性の向上を図り、その他必要に応じてスムーズな乗りかえができる路線バスや、デマンド交通等の少量輸送による新たな交通システムへの転換を目指したいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 11番。今の説明ではちょっと理解できない。というのは、先ほど私申し上げたように、白河市を中心に、いわゆる道路網、あとはその道路に沿っての公共交通機関というのが整備されてきちゃった。ですから、白河市を中心に放射状、要するに西郷でいえば、東から西に対しての道はあるけれども、南北に関しての道が少ないと。そういう問題をどのようにクリアしていくのかということだと思っておりますよね。

これを、例えば魚をとる網のように西郷村を路線を組んでしまえば、大変なお金がかかるとかいろんな問題が出てくるかと思うんです。そこを具体的にどういうふうに進めていくのかという部分なんです。そこがある程度見えないと、これは判断しようがないんじゃないかなと思うんです。

今回、私もいろいろ考えてみました。質問する上で、何か具体的な考えはできないかなということで、いろいろ考えてみました。今回、西郷村バス路線図というものを入手しましたので、これをちょっと今眺めていました。そのときに考えついたのが、まずこの路線図をちょっと見ていただいたほうがわかりやすいかと思うんですけど

も、これ逆にします。こっちが北なので、北は向こうですのでね。こっちが白河になります。こっちが甲子温泉のほうになります。

そうすると、例えば西二中から役場、あとは下羽太のほうまで、こっち側の線を入れて、東側を路線バスを中心に組んではどうかなというふうに考えたんです。これは、路線バス中心じゃないですよ。今やっている外出支援なんかも、やはり入れるべきかなと思うんですけども、これ現在、何度も申し上げているように、新白河駅周辺、あとは白河市が商業施設の中心になっている、あとは医療機関もそこに集中してしまっている。ですから、ここは絶対外せないということで、いわゆるこの半分をまず路線バスをもう一度再編し直すべきかなというふうに思います。

現在、村が行っているこの循環バスの部分、この部分も——今やっていますよね、南回りと外回りだけか、その部分もある程度補強すべきかなというふうに思います。

続いて、いわゆる残った西ブロックですね。このブロックをどうするかということですけども、現在の路線バスよりも、もっともっと小回りのきくバスで、もう少し細かく歩けるようにしてはどうかということを考えてんです。この西ブロックに関しては、東もそうですけれども、いわゆる予約制のバスで、不定期路線で走れるような、そういうバスを構築をして、今、課長が答弁されたように、この役場を発着点にしてはどうかということを考えてんです。そういう考えに関しては、まずどのようにお考えになるか、ちょっとまず確認したいと思います。いかがお考えになりますか。

○議長（白岩征治君） 企画財政課長。

○企画財政課長（田中茂勝君） お答えいたします。

ただいま議員からご意見示されましたが、基本的に考え方は一緒かなというふうに思っています。役場の拠点と白河方面の利便性を向上させる。あと、ほかの地域については、バス以外で、1つの方法としてデマンドとかそういったものを組み合わせて、いわゆる接続をうまくいくようにして、どこの地域からも役場を経由したり、あるいは別な方法で白河方面に行くとか、そういう路線バスと別なシステムの組み合わせというのを考えて、システムづくりを検討していきたいというふうに考えておりますので、ご理解よろしく願いいたします。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 11番。基本的に同じだということで今、考えが示されましたので、ちょっと安心しました。

その中で、いつも気になるのは、移動困難者と言われる方ですよ。いわゆるちょっと足が悪くて、なかなか歩くのが大変だとか、こういった方に対しての配慮というのは、今言った西ブロック、東ブロックにしても、やはり絶対的に必要な部分だというふうに考えるわけでありまして。この利便性をきちっと確保しながら、このバス路線というのはやはり再編すべきかなというふうに思うんです。

役場周辺、拠点プロジェクトということで今進めていますので、拠点をつくる、そこでわざと私は乗りかえをしてもらってもいいのかなというふうに今回考えてみました。というのは、自分でちゃんと歩ける方が、全てドア・ツー・ドアで本当にいいの

かということを考えたりもするんです。やはり、介護予防とかいろんな目的を踏まえて、少し頑張って歩いてくださいよということもお願いしてもいいのかなというふうに思うんです。ただし、歩けということ、歩いてくださいとお願いする中で、ここで乗りかえるときに、あえて私はその時間を、タイムラグをつくってはどうかというふうにも今回考えてみました。

例えば、甲子のほうからデマンド型の車でここまで来ました、ここでおりました。ここから、今度は路線バスに乗ります。その乗る時間、10分なり20分なり時間をわざとつくってはどうかというのも考えてみました。というのは、ここに来て、その10分、20分で何をするか、いわゆる行政相談員の方がここで待ち受けをしていて、行政相談を、話を聞いてくれる、いろんな困り事の相談に乗ってくれる。もしくは保健師がここで待ち受けをして、健康相談をしてくれる、血圧測定を行ってくれる、そういう何かがあれば、乗りかえもほんの少し大変でも、少しは和らぐのかなということを考えてみました。

こういうことに関して、これは村長になるのかな、そういう考えはどのようにお考えになりますか、伺います。

○議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） アイデアは、いただいて本当にありがたいことであります。そもそも拠点は、今言われたような目的で今やっています。1つは、防災のこともありまして、今までは役場庁舎というのをどう考えるかとなると、お金をためてやってくださいと、これは役場の職員だけの話だからということでしたが、今般、やっぱり3・11、熊本があって、行政機能がダウンしてしまうと災害対応できないということで、新たな財源措置を国がつくったわけです。役場も補助金を出すという形になってきましたですね。こういったこともあったりして、あとは地方創生の今言われた拠点です。

さて、交通計画ですが、交通計画はやっぱり、過去の例があります。福島、県南バスから福島交通に移行した。今までは、徒歩から自転車、あるいはということでバスになりましたね、何に乗っていったか。それは、白河は母都市ですから、大体用足しに行くというのは町に行く、昔から言っていました。そこでいろんな満足を得るわけですが、それはだんだん今度、自家用車の進展、昨日申し上げましたが、やっぱり車社会になってきましたので、乗る人が限られてきたと。現状どうなのかということですが、白河にという、私も白河で計画していましたが、やっぱり各町村から母都市である白河に来る、駅、JRですね。そういうところが起点になった場合は、全て受け入れて、そしてともに路線を確保する。さらには補助金をもらう、さらには分担金は路線延長ありであるということですが、今や車社会の進展と同時に、乗る人等がやっぱり交通弱者という部分にだんだん限定されてまいりました。

さて、そこでということで今やっていますのは、福島交通の補助金のバックアップ、もう一つは健康推進課でやっている、本当にひとり暮らしとか車の手段がない者につ

いてどうするかと、これが今やっている中身ですが、実際は本当に夕方とか、今の乗る人を見ていると、やっぱり少ないというか、このままでいいのかどうかというご指摘があります。よってということで、路線の再編に行き着くわけではありますが、問題はやっぱり、目指すところは本当にそんなに少なくなったんだら、タクシー券を出せばいいんじゃないかということから、それが100ですね。それがお金は間に合わんだらということで、公共輸送機関としてのバス、あるいは今ご提言のありました拠点と、それからOD、デスティネーションがどこなのかという調査と相まった結果に最終的にはなるわけではありますが、何のために、どこで、いつ乗っているかという全てのものと、それからこれから打つべき措置がマッチングが本当に合ってくるかということが、今回の落としどころになります。それも、やるのはやっぱりバスの事業者といったものができる内容であればいいと、できない場合はということで、今言われた次の施策という形の組み合わせになっていくのかということになってくると思います。

1つは、やはり今やっている、行政でやっている運行が、運輸省との関係もありますよね。運輸関係というか、お金を取る場合、取らない場合といったこととか、あるいはさっき言われた待ち時間、いい話だと思います。そういう組み合わせをどうできるのか、それがどこまでの行政として出せる限界なのかというのが今後の研究というか、検討の課題になってくるわけではありますが、今言われたように、乗りかえといったもの、あるいは役場の拠点との連携、それから時間のタイムラグの中における——今、私聞きましたのは、ピンピンキラリ運動という意味との重ね合わせみたいのがほのぼのと見えている部分もありますので、いろいろご指摘というか、ご提言あったところは参考にして、進めてまいりたいと思っております。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 11番。いろんな答弁、今いただいたんですけども、私が言ったのは、乗りかえをあえてするべきだと。行政相談員や保健師をそこに常駐させて、乗りかえのときの何か大変さを解消できる部分をつくってはいいいんじゃないんですかという提言をさせていただきました。それに対していろんな答弁いただいたんですけども、私の考えが全てだと思っていないんです。たたき台でも、たたき台にもならないような案かなと思って今日話をさせてもらっているんですけども、いわゆる今ここで何かをしなければ、どんどんどんどん大変な状況に陥ってしまうんじゃないかと思うんです。

首都圏のほうから、交通の便のいいところから西郷にわざわざ引っ越してきてくれた方も多いです。そういう方は、実際に車を運転されないとか、いろんな方がいらっしゃいます。そういった人が本当にここで安心して住めるための策を、早急に対応すべきだというふうに考える。ですから、もうこの段階に来て、机上の論理ではなくて、実働に入るべきじゃないかと思うんです。

今、拠点をつくるということで、非常にこの考えはいいなと思っているんです。ですから、この拠点を使ってどういうふうにしていくかというところを、早急にもう実

施設階に入っていくべきじゃないかということで今回、話をさせてもらっています。

その中で、今ちょっと思い出したんですけれども、循環バスが走っていますよね。この庁舎のそっち側を走っていますよね、村道か、そっちを走っているんですよね。両側ね。何でそっち側を走るのかなと思ったんです。なぜこの前を走ってこない。この庁舎の前にバス停をつくって、ここで乗降させるべきじゃないかなと思うんですけれども、なぜそっち側の路線、村道を走っているのか、その理由をちょっとまずお聞かせください。

○議長（白岩征治君） 企画財政課長。

○企画財政課長（田中茂勝君） お答えいたします。

循環バスのルート、当時どのように設定したか、申しわけございません。ちょっと理由については把握しておりません。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 多分、路線を組むときに、ここを走ると危険だとかなんとかという考えがあったのかなというふうに勝手に解釈をするんですけれども、でも、そういうふうに考えたときに、新白河のあのショッピングセンターの前を、駐車場と建物の間のあの細い道を路線バス走っていますよね。あそこのショッピングセンターを見ていると、子どもさんが結構店のほうに駆け込んだり何なりするのがあります。ですから、ドライバーの方はすごく慎重に運転しているのはわかります。そういうふうに考えれば、バスがこの前を通っていてもいいんじゃないかなと思うんです。何か、この建物から見れば、裏側をただスーッと行ってしまいうんでは、利用したくても利用しづらい部分もあるんじゃないかなと思うんです。ですから、そういうのもやはり考えるべきだというふうに思います。

あとは、以前から私も指摘をしている、あとは同僚議員も指摘をしているように、ここにやはり外トイレが必要だなというの也有ります。バスを乗り継ぎをするときに、トイレもやはり必要なので、その辺もきちんと整備をすべきかなというふうに考えます。

そんなところを申し上げまして、時間も大分迫ってくる部分もありますので、もう一つの質問のほうに移っていきたいと思うんですけれども、あとは観光との融合ということで、今回、24日の全員協議会の中で、西郷村第四次総合振興計画ということで計画をいただきました。この計画書を見ていて、観光の部分もいろいろ考慮されているというのは理解をするわけであります。

観光に関しても、私、以前からお話をしているように、自転車を乗せて走れるバスを、いわゆる新白河駅から甲子の路線に入れてはどうなのかなということをご提案したいと思うんです。

今回、いろいろ確認をしてみましたけれども、新白河駅というのは標高380メートルぐらいで、自然の家で大体940メートルぐらいになるのかな、標高的に。あど甲子の289号線と甲子道路の分岐あたりのちょっと手前の一番高いところ、あの辺で標高800メートルぐらいになると思うんです。そうすると、標高差って大体

400メートルぐらい出てくるわけですよ。その400メートルを、普通の方が、専用の自転車であっても登っていくというのはかなりきついかと思うんです。でしたら、今、新幹線では自転車ごと新幹線に乗車することができるので、自転車のまま西郷まで来ていただく。そして、そこで、いわゆる2次交通システムというやつですよ。新幹線で来た方をバスに乗せて、自転車ごとバスに乗せて、一番高いところまで上がってしまう。そして、あとは自転車で下りながら、ゆっくりとこの西郷村を楽しんでいただく、そういう交通システムもやはり考えるべきかなと思うんです。

これは、観光客だけじゃありません。村の中学生、高校生、通学に使う自転車があります。いざというときは、その自転車も積んで学校に通うこともできる。万が一、悪天候になったときにはそういう活用もできる。天気のいいときも、そういうふうに使ってもらってもいいのかなというふうに思います。こういう考えは、村のお考えはどのようにお考えになりますか、伺います。

○議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 観光で自転車の話し、今、那須、白河、西郷、那須にはツーリズム、自転車の大会、いっぱいあります。さらには、榛名湖もやっているし、富士山もやっている。今言われたもので、外国も電車でも自転車が乗っかっていますよね。バスは当然であります。ロマンチック街道とかいろいろバスが走ってしまして、自転車は本当にすばらしい移動手段だというふうに思っております。

今言われたことも、本当に観光（サイトシーイング）ということと同時に、運動・スポーツということも絡んできますので、同時に、そうしますと、発着とかいろいろ提言、夢が出てくるテーマだというふうに思っておりますので、検討の中に入れていきます。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 11番。検討していただくということで理解をしたいと思いません。

検討するというのは、以前から私申し上げているように、やらないと言っているのと一緒だよ。これは、うちの党が言っているわけじゃないですからね。県の町村議長会のほうの勉強会で、そういうふうに話を聞いたので、検討しますって、喜んじやダメですよと言われたので、前向きに検討しますだったら、まだ喜んでいいですよなんて言われましたけれども、ぜひこれは検討していただきたいと思う。これを実施することによって、さまざまな交通システムの今、村が抱える問題というのは、解決の糸口にもつながっていくのかなというふうに考えるところでございます。

続いて、拠点づくりのプロジェクト計画の中でのスクールバスの活用法についてということで質問も入れてございます。これも、今まで話してきたことを踏まえて、スクールバスの活用も視野に入れるべきだというふうに考えるわけでありまして。

これも、以前、この場で申し上げました。なぜスクールバスは小中学生しか乗れないんだと。学校に通う子どもたちと一緒に、ご近所のお年寄りの方、交通弱者と言われる方が一緒に乗って、学校を経由しながら最終目的地まで移動もできるんじゃない

いかとお話をしましたけれども、その時の話だったと思うんですけれども、いわゆるスクールバスを購入するに当たっては、いわゆる国の補助があるので、目的が制限されるというような話を聞いておりました。

しかしながら、今回確認をしたら、地方交付税の中に組み込まれてきていると。ですから、完全に色分けされているお金ではないということが確認とれましたので、ある程度自由に使えるんじゃないかというふうに考えます。

一番の教育委員会で心配されるのは、スクールバスを使って、万が一故障が発生したとか、そうなったときに子どもたちの送迎どうするんですかという心配をされるかと思うんですけれども、何のことはないと思うんです、私は。村の中をぐるっと見ていただくと、教育長の部局の生涯学習課でバスを所有していますよね。そのほかにも、社会福祉協議会に大きなバスがありますよね。社会福祉協議会というのは、行政機関とはまた別の機関ですけれども、お願いをして、そういうときに使わせていただく、もしくはバスを業者に代替バスも準備していただけるような、そういう契約をしてはどうかというふうに考えますけれども、いかがお考えになりますか、伺います。

○議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 前にそういう話ししましたですね。今回のバス路線の財源として、1つは福島交通に対する補助金、さらには健康推進課でやっている移動弱者に対する事業、それからもう一つはスクールバスであったわけです。ただ、ずっと詰めていきますと、やっぱりスクールバスは学校行事が非常に多いということで、どうなのかということがあります。ただ、土日はあまり使っていない部分もあったと、車両として見た場合と、それから運行管理上の問題がぶつかってきますので、ただ、物理的にあいているときは、今言われたように、災害の場合は総動員しますので、何でも使えるものですからということから発想しますと、やはりちゃんとした管理のもとに、できないことではないだろうというふうに思います。

ただ、今回、全体の交通計画の中にすばっと入れてしまうことがどうかということ、ちょっと今でも難しいというふうに考えているところでございます。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 11番。事業者の話とか福島交通の話とか、今いろんな答弁をいただいたわけですがけれども。

あとは、いわゆる福島交通に対して補助金をやめろとか、業者を外してとか、そういうつもりはないんです。反対に、福島交通さんを巻き込んで、今、私が言ったこういうものを、もろもろを踏まえて運行してもらったらどうかなと思うんです。福島交通と限定するわけじゃないですけれども、業者の方もやはり稼げる路線とそうじゃない路線、両方合わせてやっていただく、そういうことをやはりやるべきじゃないかと。これは、行政からの経費の部分から考えて、そういうふうに考えるわけでありまして。そのこともきちんと検討すべきだなというふうに思います。

あとは、何よりも今一番優先しなければならないのは、今現在、移動に困難を来している方がいます。その方たちに対して、早急に村は対応すべきだなというふうに考

えます。健康推進課でやっている外出支援事業、このことももう一度見直しをかける必要があるんじゃないかと思います。これは、なかなか今無理の部分も出てきているのかなと私は理解をします。ですから、この部分も踏まえて、再度検討すべきだなというふうに思います。

あとは、この行政の一番悪いところで、縦割り行政ですよ。外出支援事業は健康推進課、スクールバスは学校教育課、あとは生涯学習課で持っているバスとか、あと路線バスは企画財政課、こういう縦割り行政のひずみが、なかなかこういう問題の解決にはつながっていないというふうに私は理解します。ですから、こういう部分に大なたを振って、今、移動に困っている方の足を早急に確保すべきだなというふうに考えて、その対応を求めていきたいというふうに思います。

続いて、質問の2点目に入りたいと思います。

質問事項の2点目としまして、村営住宅及び定住促進住宅についてということでございます。

時間もいろいろ関係してきますので、村営住宅と定住促進住宅について、あわせて伺いたいというふうに思います。この両方は、公営住宅法の規定に基づく、法に準じるものというふうに理解をして、質問していきたいなというふうに思います。

ただ、昨日、同僚議員の質問の中で、入居者の方が、また、入居を希望される方が、浴室へのシャワー付きのボイラーを希望したときの話がありました。そのときの答弁で、自己負担というふうに担当課長はお答えになっております。そのときの答弁の中で、スペースがないと、全て行うための予算がないと、1基18万円ぐらいかかると言ったんでしたっけ。その自己負担とさせてもらうという根拠というのは一体どこにあるのか、まずお示しいただきたいなというふうに思います。いかがでしょうか。

○議長（白岩征治君） 建設課長。

○建設課長（鈴木宏司君） 11番上田議員の一般質問にお答えいたします。

はじめに、村営住宅、定住促進住宅について、公営住宅法に基づく住宅かというようなご質問がございました。定住促進住宅につきましては、公営住宅法に基づかない住宅でございます。

それと、シャワー付きボイラーでございますが、村営住宅の設備としましては、浴室のみでございまして、入居者のほうで浴槽ボイラーをご負担いただいているのが現状でございます。定住促進住宅につきましては、浴槽ボイラーが設置してございますが、昭和58年度、雇用促進事業団のほうで設置したものを村が引き継いでおりまして、当時から浴槽ボイラーは設置してございました。ボイラーにつきましては、浴室のスペース関係で、ある程度もう型式が決まっております。それで、シャワーについてのご要望があれば、その世帯のみを対処するということがなかなか難しい状況でございまして、シャワーをつけるのであれば、80戸を全て計画するような形でないとなかなかできないものですから、シャワーにつきましてはご自分で、ボイラーとシャワー付きボイラーの差額についてはご負担をいただいている状況でございます。

以上でございます。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 11番。村営住宅は、公営住宅法の規定に基づきますよね。私、言葉足りなかったかなと今思ったんですけども、定住促進は法に準じるものとしてやっているのかなと理解したんですけども、そこをもう一度確認したいと思います。いかがですか。

○議長（白岩征治君） 建設課長。

○建設課長（鈴木宏司君） お答えいたします。

定住促進住宅につきましては、法には基づいておりません。購入する段階で、中所得者層を対象とする目的で、当時のまちづくり交付金のほうで購入したものでございます。準じないです。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 11番。定住住宅に関しては、公営住宅法にも準じないということで、どういう規定で村はつくっているのか、お示しいただきたいなというふうに思います。

○議長（白岩征治君） 建設課長。

○建設課長（鈴木宏司君） お答えいたします。

もともとは雇用促進住宅でございました。雇用促進住宅のほうで、用途住宅が譲渡の計画がございまして、当時、私のほうでもまちづくり交付金事業のほうで駅前整備等の事業をやってございます。そちらのほうで、中所得者層を対象として購入した住宅でございます。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） いわゆる規定をつくるに当たって、基本となったものって何かないんですか。例えば、村営住宅だったら公営住宅法の規定に基づいてやっていくということになりますよね。そういうものというのは一切関係なく、定住促進というのはやっつけていけるということで理解してよろしいんですか。

○議長（白岩征治君） 建設課長。

○建設課長（鈴木宏司君） お答えします。

所得基準につきましては、公営住宅法の規定の計算方式を用いてございます。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 話はちょっとかみ合わないと思うので、結構です。村営住宅のみで話していきます。

では、村営住宅においては、浴室にシャワーを希望した場合に、村はどのような対応されますか、もう一度確認したいと思います。

○議長（白岩征治君） 建設課長。

○建設課長（鈴木宏司君） お答えいたします。

基本的に今の設備自体は浴室のみとなっております。浴槽自体につきましては、入居者が用意している場合と、前任者からの浴槽を譲渡を受けている場合、それとあともう1点は、リースで借り受けている場合、その3パターンが今現在出てきている

状況でございます。シャワーを希望される場合につきましては、財産的に役場で設置しているものではございませんので、そちらのほうは入居者のほうでご負担いただくようになります。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 11番。まず、私、通告の中で「（トイレ）」と入れたんですけども、トイレは昨日、同僚議員の質問の中で理解をしましたので、トイレの部分は割愛して質問をしております。この後も質問させていただきたいなというふうに思っています。

今、担当課長の答弁を聞いていて、頭の中をよぎったのは、まさにやらないための理由付けじゃないかと私は思う、違いますか。

いわゆる村営住宅に限定して、私お話ししていきます。この村営住宅というのは、公営住宅法に基づいて動かしていかなければならないというふうになりますよね。今、私は修繕という言葉を使っています。この修繕の義務ということで、第21条「事業主体は、公営住宅の家屋の壁、基礎、土台、柱、床、はり、屋根及び階段並びに給水施設、排水施設、電気施設その他の国土交通省令で定める附帯施設について修繕する必要が生じたときは、遅滞なく修繕しなければならない。ただし、入居者の責めに帰すべき事由によつて修繕する必要が生じたときは、この限りでない。」というふうになっています。

この公営住宅法では、基礎や土台、壁、屋根など建物の重要な構造物、あとは給排水施設、電気施設など、入居者が意図的に壊さない限りは、事業主体が修繕しなきゃならないとなっていますよね。これをさらに解説しているのが、いわゆる公営住宅法施行規則というのがございます。この中で、この規則を見る限り、浴室へのシャワー付きのボイラーへの修繕は、事業主体が実施すべきだというふうに私は理解をすることでございます。

なぜそんなことを言うのだというのと、公営住宅法施行規則第9条、修繕の義務のある附帯施設ということで、「法第21条に規定する国土交通省政令で定める附帯施設は、事業主体が管理する給水施設、排水施設（汚物処理槽を含む。）、電気施設、ガス施設、消火施設、共同塵かき処理施設などとする。ただし、給水栓、点滅器その他附帯施設の構造上重要でない部分を除く。」となっています。

じゃ、この給水栓というのは一体何なのだったときに、給水栓というのをいろいろ調べてみますと、給水装置系の末端、水の出口に取りつけた開閉装置（蛇口ともいう）と。蛇口以外は修繕が義務づけられているんじゃないですか。あともう一つ言います。点滅器ということで、電灯を点滅させるための器具、いわゆるスイッチだというふうになっています。

ですから、この規定をもってすれば、これはやはり事業主体がやるべきじゃないかと考えますけれども、いかがでしょうか。

もう一つ、ついでに申し上げます。これに関連して、付随して出てくるのが住生活基本法というのもございます。この第3条に、現在及び将来における国民の住生活の

基盤となる良質な住宅の供給等ということがうたってございます。「住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策の推進は、我が国における近年の急速な少子高齢化の進展、生活様式の多様化その他の社会経済情勢の変化に的確に対応しつつ、住宅の需要及び供給に関する長期見通しに即し、かつ、居住者の負担能力を考慮して、現在及び将来における国民の住生活の基盤となる良質な住宅の供給、建設、改良又は管理が図られることを旨として、行われなければならない。」というふうになっています。

ついでに、もう一つ読みます。第4条、良好な居住環境の形成ということで、「住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策の推進は、地域の自然、歴史、文化その他の特性に応じて、環境との調和に配慮しつつ、住民が誇りと愛着をもつことのできる良好な居住環境の形成が図られることを旨として、行われなければならない。」というふうになっています。

この「良好な」というところでの考え方だと思うんです。多分、建設課長が言われる、いわゆる公営住宅法というのはかなり古い法律かなというふうに私理解をするんです。このときに、この法律が制定されたころは、恐らくまだシャワーというのはそんなに普及していない時代じゃなかったのかなと思うんです。ですから、法律が取り残されているんじゃないかと思うんです。

その中で、やはり村は良好な住宅、この部分を捉えて、入居者、入居を希望される方からシャワーの設置希望があった場合には、それなりの対応しなければならないのではないかと考えますけれども、いかがお考えになりますか。

○議長（白岩征治君） 建設課長。

○建設課長（鈴木宏司君） お答えいたします。

結局、建設した当時、浴室のみの対応になっておったわけです。シャワー付きのボイラーとか、そういった形の改修工事は今現在はできることになってございます。ただ、個別にやるというのは、ちょっといろいろやはり支障が出るのかなと思っております。私のほうでも、今後維持していくような公営住宅につきましては、水回り関係の修繕というのは当然改修工事で考えてございます。昔自体は、コンクリートの壁であったり、ボード関係の壁であったりというのが出てきてございますので、村のほうで長寿命化計画の中で、今後、耐用年数がありまして、改修することを前提とした場合のやっぱり水回り、浴槽、お風呂自体をユニットバス化したり、あとはボイラー、シャワーを用意する、そういった形の考え方は持っております。

ただ、議員がおっしゃっているように、個人的に持ち込んだものを修繕希望という形をとっちゃいますと、先ほどお話ししたように、リースで借りている方もいらっしゃる、その方は月々リース料金を負担しておる。あとは、ご自分で用意された方も、当時かなりの金額を要して用意されている。あとは、前任者からの引き継ぎで、ボイラー、浴槽を譲渡を受けている方もいらっしゃる。それぞれ負担の方法自体がちょっと変わってきておるので、そこで役場のほうでそこに対応していくと不公平感が出てくるのではないかと、そういう形を考えてございます。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 11番。今の答弁を聞いても、やはり納得できないです。個人で持ち込んだ方、リースを組んでいる方とか、いろんな説明されましたけれども、いわゆる希望があった場合に、村は対処すべきなんじゃないんですかということをお話ししている。

今、答弁にあったように、昨日も明らかになったように、古い住宅ですともう50年経過しているものもある。あとは、42年から33年くらいのもものもある。全体的に古いですね。このものは、古いものに関しては今、建てかえ計画を進めているのかなというふうに理解をするんですけども、計画を進めていく上で、まさか取り壊しをする予定のものをリフォームしなさいよなんていうことは言いません。ただ、今、計画に上がっていないものに関して、入居者から、また、入居を希望する方からそういう申し出があった場合には、村は対応すべきじゃないんですかということをお伺いしているんですけども、いかがですか、もう一度伺います。

○議長（白岩征治君） 建設課長。

○建設課長（鈴木宏司君） お答えいたします。

村が基本としておるのは、村が用意したものについて、例えば故障関係等、あとは入居者が故意的に壊したものの以外についての修繕は行っております。ただ、入居者自体がご用意したもの、例えば居室の照明とかですね。先ほどお話しいただいたように、浴槽とかボイラーというのは、それはあくまでも入居者ご自分でご用意したもの、そちらのほうについては入居者のほうでの対応になってきております。基本的に、例えば壁のコンセントであったり、浴槽の照明であったり、玄関のドアの鍵であったりというのは、当然それは当初から用意されているものなので、それは役場のほうでという形で、その線引きは行っております。

以上でございます。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 課長ね、それ、公営住宅法施行規則から見れば、反する考えじゃないんですかって私言いたい。事業者が準備するものって、先ほど私申し上げましたよね。電気施設やガス施設など、消火施設、あとは共同塵かき処理施設などですよ。ボイラーなんかも、やはり施設のほうに入るんじゃないかと思うんです。今現在あるものは、それはもう使っていただくしかないんだろうなと思うんです。今ないところに新しく入居される方、入居を希望される方が設置をしていただけませんかとか来たときに、村は対応すべきじゃないんですかということをお伺いしているんですけども、これ平行線になりますか、もう一度確認します。伺います。

○議長（白岩征治君） 建設課長。

○建設課長（鈴木宏司君） お答えいたします。

議員のご質問の趣旨は理解しました。改めて、新しく入られる方がそういった希望した場合に、村がボイラーとか浴槽を用意できるかということだと思っておりますが、入居している方もですか。そうしますと、やはり入居されていて、自分で用意された方がいらっしゃいますよね。その方が例えば半年前に入って、自分で用意したんだと、

そのときにご自分でご負担していた金額というのがございます。ですから、その辺のバランスもやっぱりできてきちゃうと思うんです。

あと、先ほどちょっとお話の途中で、環境改善で例えば浴槽を直しました。浴槽も用意しました。シャワー付きのバランスボイラーもつけました。それが例えばある程度の工事がかかるわけですね。それは建設費の一部として、また家賃算定のほうに充当されてくるんです。ですから、環境改善工事で、例えば古い鉄筋コンクリートの建物で、浴槽を改修します、水回りも直しますといった場合には、当然家賃のほうの計算の根拠にも出てくるような状況でございます。

ですから、私のほうでは、例えば今、公営住宅のほうのお話し出しましたが、今後建てる住宅については、そういった計画で私どもも考えていきます。ただ、過去につくってあった住宅で、浴室しか設けられていなかった。皆さん入居されていて、それぞれご自分で用意されている方がいらっしやったり、リースで借りていらっしやる方もいらっしやる。今度、新しく入ってきた方に、役場でボイラーと浴槽を用意した場合には、やっぱりバランスがちょっと出てくるのかなと思います。その点がなかなか難しいのではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 今、話を聞いていて、不公平感とかバランスとか、家賃にふりかぶるとか、いろんなご答弁いただいたんですけども、どう聞いても、私はやっぱりやらないための理由にしか聞こえないんです。これはやり方っていろいろあるのかなと思った、今ふと思ったんですけども、いわゆる村はやはり費用がかかるというところは一番頭、課長あると思うんですよね。

例えばこれ、社会資本総合整備交付金ってありましたよね。こういう事業を使って、例えば村の中の小規模事業者の方に事業を発注をして、いわゆる住宅リフォームの関連として、入居される方、入居されている方に負担金をお願いして改修をするということも1つかなと思うんですけども、それに関しても、やはりバランスが崩れるとか、不公平感があるとかというふうにお考えになりますか、伺います。

○議長（白岩征治君） 建設課長。

○建設課長（鈴木宏司君） お答えいたします。

まず、社総金で住宅リフォームの取り組み制度、小規模、前に別な議員の方からもご質問いただいて、やられている県もある状況でございます。県内もいわき市とかやられているみたいですが、基本的にはやっぱり社総金の中で住宅リフォームを取り組むとなると、村独自の計画を策定しなければならない。いわき市とかができているのは、いわき市自体は市の独自で住宅供給計画の策定をしておるような状況です。

私どものほうだと、福島県の計画の中の一部になっておるので、住宅リフォームの社総金の取り組みはちょっと難しいのかなと考えております。社総金で住戸改善という形で、例えば防水工事をやったり、外壁の塗装をしたり、あとは住戸改善で浄化槽の接続をしたり、給水管の管種の交換をしたり、あとは水回りとして浴槽関係のユニ

ットバス化、その段階でボイラーとか浴槽の設置というのは、それは可能でございます。そういった場合には、ある棟ごととか、ある程度の規模ごとにそういった取り組みをしまして、取り組みをした結果、多少家賃的なものは加算には上がってくるような形になりますけれども、これから入りますよ、例えば今使用しているボイラーが壊れましたよといった場合に、そのボイラー自体の財産は入居者の財産になっておる状況でございますので、役場で個人の財産の部分で対応するというのはなかなかやっばり難しい。

修繕のお金がないわけではないです。当然、入居者の方からは家賃をいただいておりますので、壊れれば、それは私のほうで行って、設備関係とか機能的なものについては修繕を行っております。ただ、どうしても個人の財産の部分、例えば居室の照明がとか、ご自分で買ったボイラーがとか、その部分は役場のほうでも、今の段階ではちょっと対応できない。将来的に役場が住戸改善なり新築して、浴槽ボイラーを設置すれば、それは当然役場がつくった財産ですから、それが壊れれば役場が直すような形にはなると思います。

以上でございます。

◎休憩の宣告

○議長（白岩征治君） 一般質問の途中であります。これより午前11時20分まで休憩いたします。

（午前11時00分）

◎再開の宣告

○議長（白岩征治君） 再開いたします。

（午前11時20分）

○議長（白岩征治君） 休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

11番上田秀人君の一般質問を許します。11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 11番。ただいまの答弁をいただいて、いわゆる公営住宅の独自の計画ではなくて、県の計画のもとに村は進めていくというようなお話でしたよね。それと、もろもろの答弁があって、いわゆる個人の財産と公的財産の区分けもいろいろあると。だから、難しい部分があるんだということだと思っておりますけれども、そういうところは十分に理解をするところでございます。

ただ、私が一番この項目で言いたいのは、この西郷村を選んで住んでくれている方が、安定して住める環境にあるべきだと。憲法の中にも保障されるように、健康で文化的なという部分ありますよね。公営住宅法の中にも、文化的なとかいろいろありますよね。そこをきちんと重視をしてこの政策をすべきじゃないかというところが、一番のポイントなんですよ。

先ほど来から課長に、大変失礼だと思いますけれども、2回ほど私言いました。やらない理由づけをしていると。そうではなくて、私ももう頭ががちがちに固まってきているので、課長はいろんな知恵を持っている、経験もされている。そして、課長のもとにはいろんな若い職員もいる。そういう若い人たちのアイデアを十分に組み入れ

て、課長の経験をもとにね、これは前向きに進めていただきたいなというふうに思います。

これを進めるに当たっては、先ほどちょっと申し上げましたけれども、いわゆるリフォーム支援とか、地元の小規模の事業者の方の仕事を創設する意味合いでも、やはり前向きに検討すべきではないかと思います。

さきに、私、社会資本整備交付金というお話をしましたけれども、これに対して課長いろいろ答弁されましたけれども、ただ、私は引き合いに出しただけの話であります。この社総金というのは、非常に交付金の中では使い勝手のいい交付金だと理解をしていますので、こういったものを活用すれば対応できるのではないかということをおっしゃっていただけでありますので、その辺十分に検討していただきたいなというふうに思います。

住環境を整えていただいて、もっともっと西郷村に住んでいただけるように、さらにはこの西郷村にどのように人の配置を考えていくか、そういうことも考えながら、これに取り組んでいただきたいなというふうに思うわけでございます。

続きまして、定住促進住宅について伺いますけれども、いわゆる定住促進のほうは、入居収入基準が設けられていると。これに、基準があることによって、入居希望者が入居できないケースも今出てきているということで、これで果たして本当にいいのかということをおっしゃるわけでありまして。

昨日、同僚議員の一般質問の中で明らかになってきたように、80棟のうち52戸しか今入居していないという状況ですよね。ということは、このままあきの部屋をそのままでもいいのかということなんです。私は、こういう入居基準なり、もう一度さらに検討して、空き部屋ではなくて、いわゆる高階層、4階、5階の部分でなかなか入居しづらい部分があるので、その部分も考慮して入居を進めるべきじゃないかというふうに考えます。いわゆる空気を住まわしていても家賃収入は上がってこない。あれは、いわゆる村の財産です。村民全部の財産です。ですから、そこから収入を得るための工夫をすべきではないかと考えますけれども、そのための一つの案として、収入基準を見直すべきじゃないかと考えますけれども、いかがお考えになりますか、伺います。

○議長（白岩征治君） 建設課長。

○建設課長（鈴木宏司君） お答えいたします。

定住促進住宅につきましては、議員おっしゃるように、80戸のうち52戸が入居状況でございます。あきが28戸、主にあいているのが4階、5階でございます。

公営住宅でありますと、収入の区分、収入の分位、こちらのほうが基本的にどの世帯の方を公営住宅のほうの対象にするかという形で、収入分位の25%以下の部分で公営住宅をつくっておるということでございます。

定住につきましては、12万3,001円から25万9,000円という形の所得、政令月収と言われているものでございますが、そちらのほうの収入分位としましては15%から50%の所得世帯の方を救済しておるというのが、今の現状でございます。

議員がおっしゃるように、もう1ランク下げればという形になると、今度10万4,001円からという形になります。10万4,001円でありますと、その収入分位でいきますと10%から50%の世帯になるわけですが、10万4,000円から25万9,000円になった場合には、結局、10万4,000円、12万円の方が、家賃自体が3万3,000円から2万7,000円にプラス駐車場が3,000円という形でございますので、やはりそれに見合う部分の今度、家賃のほかも対応していくような状況に、家賃を下げる方向の対応も出てくると思います。

それで、議員おっしゃられるように、あき28戸についてどういうふうにしていくんだというのは、建てかえ計画にも合わせて、その辺の政策的にその分を空き家にして、建てかえるときに今現在住んでいらっしゃる方を移すためのとかですね。それが長期的になるのであれば、ある程度議員おっしゃられるように、もっと世帯層の収入基準を下げれば可能性があるんじゃないか。

そのときに、今、公営住宅のほうが、家賃的に、同じRCの建物であれば1万5,000から2万3,000円ぐらいです。ですから、例えば同じRCの建物の4階、5階で2万8,000円とかにプラス3,000円という形で、その辺の家賃整理ができれば、またいろいろ検討する部分が出てくると思うんです。

ですから、その部分のあきについては、内部的にもいろいろまた協議させていただいて、方向性を見出していきたいと思っておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 今、切々と答弁をいただいたんですけども、いわゆる政策的な部分で私は対応すべきかなというふうに思うんです。

あんまり実例を挙げたくないですけども、人生をリセットされた方がいます。奥さんがいて、子どもがいて、今は民間のアパートで6万円近い家賃を払っていると、そういった方が、奥さんが今、子どもがまだ小さいので働けないということで、旦那さんの稼ぎだけ。旦那さんもいろんなことがあったもんですから体を壊してしまって、今、非正規雇用の仕事についていると。収入も十分ではないという中で、もう一度、今、人生をやり直そうとしているときに、民間のアパートでは子どもが動き回る音が響いて、周辺から苦情が来たりとか、いろんな話が舞い込んできて、そのアパートを出なければならぬと。でも、やはり同じような家賃、なかなかもう負担するのは大変だということで、ここ検討した結果、いわゆる収入基準のほうにひっかかる部分があると。でも、家賃は現行の家賃であれば、3万円だったら今の家賃よりも半分で済むと。ですから、そういうことも何とかありませんかというお話をいただいたりもしているもんですから、そこら辺はやはり十分に考えていただきたいなと思うんです。

この住宅に関しても、いわゆる基準、基準と課長言われますけれども、そこはやはりもうちょっと柔軟な考えを持って、政策的に考えていただきたいなというふうに考えます。このことを申しつけて、次の質問に入りたいと思います。

続いて、質問の3点目といたしまして、介護保険事業ということで質問をしたいと思っております。

介護保険事業についてということで、まずはじめに介護予防事業及び日常生活支援総合事業についてですが、いわゆる重度な要介護状態となっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けられることができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現とあります。このようになっていますよね、国のほうがね。

はじめに、まず申し上げたいことは、まさにこれは介護保険事業が完全に崩壊している、このことを証明していると、国が証明したものだというふうに私は強く申し上げたい。介護保険料を支払い、そして国民健康保険料を支払い、後期高齢者医療の保険料をきちんと納入して、しかしながら、病気で入院した際に、病状が安定したからとい理由をつけられて、無理無理医療機関から強制的に退院させられる。退院をしても、結局は入所できる介護施設はない、泣く泣く自宅に戻るしかない。しかしながら、自宅においても十分な介護サービスを受けることができない、これが今の介護保険の実情じゃないんですか。

こういった中で、いわゆる生活支援、介護予防サービスの充実、高齢者の社会参加と銘打っている村においては、それを踏襲しなければならない、これはかなり苦しいことだと私は理解をします。

その中で、村は何ができるのか、このことをきちんと説明していただきたいなというふうに思うんです。何ができるのか、今、村は何をしなければならないのか、このことについてお示しをください。

○議長（白岩征治君） 健康推進課長。

○健康推進課長（長谷川洋之君） 上田議員の一般質問につきましてお答えいたします。

介護保険の予防事業、日常生活支援総合事業についてのご質問でございます。

その中で、村は何ができるか、何をしなくてはいけないかということで、本村におきましては現在、今回のご質問にもあります介護予防事業及び日常生活支援総合事業ということで、新しい総合事業が始まりますということで、そちらの対応をいたしているところでございます。

ご存じのように、介護保険事業は、介護給付費、介護予防給付費、地域支援事業の3つに分けられております。今回、その中の地域支援事業の枠に介護予防日常生活支援総合事業、いわゆる総合事業という事業が位置づけされたところでございます。

それで、平成29年来月ですけれども、平成29年4月からは、全市町村で実施をするということになっております。管内でございますと、白河市、西白河郡の他の市町村も同様に実施するところでございます。

今ほどありました村は何ができるかということで、今回の地域支援事業の部分で、村としては力を入れてやっていかなくてはいけないと、そのようには考えております。今回の総合事業という事業の目的にもありますように、総合事業というのは市町村が中心となって、地域の実情に応じて住民等の多様な主体が参画して、多様なサービスを充実することによって、地域の支え合いの体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能にすることを目的とするものであるということに

なっております。

具体的に申し上げますと、この総合事業は、介護予防・生活支援サービス事業と一般介護予防事業という2つの事業で、総合事業と呼ぶものでございます。その介護予防・生活支援サービス事業についてでございますけれども、対象者につきましては、要支援の1、2の認定を受けている方で、訪問介護と通所介護のみを使う方。それから、介護認定を受けていないが、日常に必要な機能が低下していないかをチェックする基本チェックリストでの判定の結果、新たに事業対象者になった方ということで、対象者を決めております。

本村には、1月末現在、要支援者が要支援1が30名、要支援2が86名おります。合計116名の方がいらっしゃいます。その中で、先ほど申し上げました要支援の1、2の認定を受けている方で、訪問介護と通所介護のみを使う方ということで対象者としていらっしゃるところでございます。

今回、この事業をさらに細かく言いますと、この事業、訪問型サービス、通所型サービス、それから介護予防ケアマネジメント、その他の生活支援サービスと、4つのサービスから構成されております。

村では、訪問型サービスと通所型サービス、それから介護予防ケアマネジメントの3つにつきましては、現行の予防訪問介護、予防通所介護から移行するサービスで行っていくという考えでおります。

なお、現行のサービス以外にも、緩和された基準によって多様なサービスを設定することができることとなっているということでございますので、どのようなサービスが村民の皆様の生活をサポートできるか、現在はそれについても検討をしているところでございます。

次に、一般介護予防事業についてであります。この一般介護予防事業は、第1号被保険者、65歳以上の人全てが対象となります。現在、4,180名の方がいらっしゃいます。

これまで、1次予防、2次予防として村で行ってきたシニア健康教室やお元気運動教室、いきいき教室などの予防・運動教室等を中心に行っていきます。この事業につきましては、各種教室などの参加者を増やしていくことはもちろんですけれども、介護予防の普及啓発や、住民主体の介護予防活動に携わる人材の育成支援などを行っていきたいと考えているところでございます。

これら総合事業への移行に関しましては、ケアマネジャーや指定事業者に対する説明会なども開きまして、周知徹底を図ってきたところでございますが、中身につきましてはまだ十分とは言えないところでございます。

先ほど議員からございました村は何ができるか、何をしなくてはいけないかという点でございますけれども、このように、予防につきましては、まずこれから先、介護にならないようにしていかななくてはいけないと、そんなふうにも考え方もありますので、予防に力を入れていくことが当然なられた方の介護も必要でございますが、これからはその部分について、この総合事業として予防については行っていききたいと、そんな

ふうに考えているところでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 私が言ったのは、村が今、何をすべきなのか、何をしなければならないのかということで、具体的に示していただきたかったなというふうに思うんです。

今、具体的に出てきたのが、地域サロンの開催ということでお話しございました。あとは、今回の当初予算なり、説明の中で、趣味の世界の趣味の活動といえいいんですか、あとは運動教室、健康運動教室なんかの開催もということで話は出てきます。これを、具体的にどういうことを計画されているのかなというのが、一番知りたいポイントだったんです。

ただ、今の話を聞いていて、ふと疑問に思ったのは、平成29年度、全市町村で実施をすると、村も計画を策定中という答弁されているんですね。そのような答弁だったというふうに理解するんですけども、これは平成29年度4月から実施するというので、ましてやこの29年度は中学校単位で実施しなければならないとなっているんじゃないですか、違いますか。ということは、西郷においては今、3つの中学校がありますので、昔から言われる3地区体制で地域サロンの開催とか、あとは今、村で計画している趣味の活動、あとは健康づくりの運動教室とか、こういうものを3地区においてどういうプログラムをつくって、どういうふうなことをやっていくのかというのを示していただきたいなと思うんですけども、その辺はどのようにお考えになりますか、伺います。

○議長（白岩征治君） 健康推進課長。

○健康推進課長（長谷川洋之君） お答えをいたします。

計画の部分につきましては、現行の通所と訪問につきましては現行どおりやっていくということで、それ以外の多様なサービスという部分に関しましては、議員おただしのサロン等々につきましてはまだ、平成29年4月から本来は始めなくてははいけないというところでしたが、そこまでは現在のところっていないということでございます。

3地区でどのようにやるかということにつきましても、現在のところはまだ、詳細については決まっていないということでございます。よろしく申し上げます。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 11番。非常に私は遅いなと思います。これは、もうずっと前から私もこの場で指摘してきているように、この部分は非常に重要になってきますよというお話をしてきました。この場で申し上げているのは、いわゆる行政は介護に関しては攻めの行政でなければいけないというお話をしています。役場の庁舎にではなくて、どんどん外に出て、高齢者の実態をきちんとつかんでくる、そのニーズをつかんでくる。そして、それをもとにいろんな計画を立てなきゃならない。

私は、国が出してきているこの基本方針というのは、決して踏襲できるものじゃないと思いつつも、しかしながら、これは従わなきゃならない部分がありますよね。

その中で、いわゆる介護予防サービス、生活支援、どういうプログラムを組んでいくのか、高齢者の社会参加、このことに関してどういうプログラムを組むのか、そしてこの2つのプログラムをどういうふうにマッチングさせるのか、そのコーディネーターなんかも養成しなければならないわけですね。そのことが今、全然遅れているというふうに私理解するんです。本当にこれで、平成29年4月から実施というふうになっていきますけれども、間に合うんですか、もう一度確認します。

○議長（白岩征治君） 健康推進課長。

○健康推進課長（長谷川洋之君） お答えをいたします。

現在は、予防介護、予防通所につきましては、平成29年4月1日から完全実施ということになっております。

先ほどからおただしのある生活支援サービス、これらにつきましては平成29年4月1日実施ということに現状ではできないということがございますので、できるだけ早急にそのところを実施できるように進めていきたいと思っております。

先ほど申し上げました一般介護予防事業のほうにつきましては、現在、シニア教室、保健教室、いきいき教室などの運動教室の充実というのは図っているところでございます。また、介護サポーター等につきましても、教室を開いてやっているところで、17名の方が受講されているところでございますが、議員おただしの遅いという部分につきましては、事業を進める者として、その部分については十分考えて、できるだけ速やかにできる部分をやっていくというような考えでおりますので、よろしく願いしたいと思います。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 11番。厚生労働省老健局振興課というところから、こういうきれいな文書が出てきていると思うんです。これをよく読んでいくと、平成29年4月とうたいながらも、間に合わない場合には平成30年とか31年とか、そういう部分が付け加えてありますよね。だから、そこを捉えて、まだ余裕があります。だから、先送りします。そういう考えは絶対だめだと思います。

きょうの一般質問の中でずっと言ってきたように、まず交通網の話があります。住宅の問題があります。そして、この介護保険、本当にこれ重要な問題だと思うんです。こういうものが、もろもろの遅れが、いわゆるお年寄りの方の介護状態が重篤な状態に陥る、そういう可能性を秘めているということを十分に認識してやっていただきたいというふうに申し上げます。

時間もないので、次の項目に入りたいと思っておりますけれども、あとは介護保険料の軽減について伺いますということで、昨年3回定例会において取り上げておりますけれども、私、この場で月額1,000円引き下げできるんじゃないかというお話をしました。そのときに、村長の答弁で、村長はできれば本当にやりたいですよ。そういう意味で、検討するというふうに答弁をされています。その検討された結果というのはどうなっていますか。

私は、これは早急に実施をすべきだというふうに思いますけれども、いかがですか、

伺います。

○議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 今の総合事業は、いわば西郷村が進めようとしているピンピンキラリ運動の一つだろうと私は思っています。

平成12年にこの保険制度ができたとき、結局、核家族化とかいろいろあって、やっぱり個人的に間に合わなくなる。社会が進めなければ、制度として、少なれば高齢者対策は間に合わないということがあって、その裏打ち財源として、橋本内閣はいろいろ目的税の話がありました。

あのときは、西郷村は8%ぐらいの出現率だろうと予測していたわけです。それで、今の状況は15%弱です。それも4,000人の65歳以上人口のうち、75歳以上の後期高齢者対象の出現率は30%弱です。要するに、3人に1人が要介護になっていく可能性がある、これも多分増えていくのかどうかということが一番の関心ですね。

さて、そこでと言っているのが今の仕事です。もう一つは、これはやっぱり、介護認定の部分が増えれば当然介護給付は増えていきますので、今の仕組み上、さっき冒頭、破綻だと申されましたが、破綻ということは、当初の8%を西郷村が考えたときと今の15%近くから考えると、やはり破綻、当然な話ですね、これは。やはり、財源のバックアップが追いついてこないということです。

今般、消費税2%プラス全て福祉に回すというふうなことも1回言われましたが、なかなか実現できないということで、いろいろ福祉の海外を見ると、北欧型に移行するのかな、どこかの部分では。そういう限界も見えています。

そのときに、基本的に言われた西郷に住んでいる人のいい人生のために、介護もちゃんと存続してもらいたい。同時に、しかし、5,700円、何とか下げていただきたい、これも実際の話です。

問題は、物価スライド年金の問題と、それからこれから上昇してくるとすると、やはり財布の中でもつのかどうかという心配があります。私も本当にいろんなことを考え、介護保険料が上がらないようにしていきたい。これは全く同じで、この前、1,000円と言ったときに、いろんなこと提言がありました。

これは……

○議長（白岩征治君） ちょっと時間ないですからまとめて。

○村長（佐藤正博君） 引き続きやっぱりいろんなことを考えながら、この低減策は打っていかねければ、多分だめだろうというふうに思っています。

1つは、おっしゃるとおり、やっぱり介護保険の仕組み、国費投入といった要望する。逆に、ピンピンキラリ運動で、健康長寿社会をつくり出す。今の総合事業もその一つですが、先ほど社会参加を広げるべきだといった中において、昨日もちょうと申し上げましたが、やはりできるものを例えば直売所とか、あるいはいろんな意味での切り口を広げていく、やっていくということもその一つなのかなというふうなことを考えて、さらに検討を進めてまいります。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 11番。時間ないので答弁結構ですので、言うだけ言います。

この介護保険の状況というのは、政治が生んだ貧困だと思います、私は。政治の失策が生んできたものだと思います。ですから、西郷村においては、やはり高齢者、65歳以上の方全員引き下げを早急に実施すべきだというふうに申し上げて、質問を終わりたいと思います。

以上です。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君の一般質問は終わりました。

続いて、通告第5、12番後藤功君の一般質問を許します。12番後藤功君。

◇ 12番 後藤 功君

1. 村長の政治姿勢について

○ 12番（後藤 功君） 12番。私からは、村長の政治姿勢ということで、毎度のことながら質問するわけでありませう。

役場の労務管理、マネジメントという観点からですね。これは、質問に大ざっぱなことなんです、私のところに来る住民、あるいはいろいろな人がいます。それで、具体的に、感じとして、役場にいらっしやって、要するにずっと見回して、いろいろな人が多過ぎるんじゃないのと、そういう声を聞くんですよね。私もいろんな詳細なことはわかりませんが、今の時代に、要するに人口減少社会、あるいはさまざまな事務機器の発達、パソコンであるとか、いろんなそういうことから鑑みて、また、ある一方では、行政が複雑・多様化するということが側面あるんですが、しかし、一般の皆さんは単純に、何かあんまり人が多過ぎるんじゃないかと、もう少しきちっとね。今、効率的な行政、そういう観点から、少数精鋭でやれないものかと、そういう素朴な疑問があるんです。私は、そういうことを聞いていますから、今回、質問に取り上げたわけでありませう。

それで、今年も3月をもって退職者がおられると聞いております。聞くところによると、また平成29年度は新規採用があるんだと、既に内定されている方ということですが、私もいろいろ聞いておりますが、その辺の具体的な、一体今年は何名採用するのか、そして退職者は何名おるか、まずその点からお聞きします。

○議長（白岩征治君） 総務課長。

○参事兼総務課長（山崎 昇君） 12番後藤議員の一般質問にお答えいたします。

今年の新規採用、対象者の人数でございますが、今年度は退職者は12名、それで新規の採用者が5名ということになっております。なお、12名のうち、7名が再任用職員ということになりまして、人数的には変わらない状況でございますが、ここ3年の状況ですと、退職者30名に対して20名の採用となっております。過去の状況からいいますと、一番多いときで正職員数が193名おりましたが、現在、平成29年4月時点では162名という形になりますので、よろしく願いいたします。

○議長（白岩征治君） 12番後藤功君。

○ 12番（後藤 功君） 今、答弁いただいて、減っているんですね。だから、必ずしも漠然と多いんじゃないかと、私もそれは正式にはわかりませう。でも、今、数字からいうと、192名から162名と30人も減っているんだと。ここに、私は数字のトリックというか、そのかわり、非正規の嘱託職員、そういうことも、これはいっぱいいらっしやると、それで再雇用をね。以前は再雇用というのはなかったですね。60歳になって定年になったら、もうその時点で一切役所からは縁が切れると。今は5年の再雇用が認められているのかな——2年、そういうことで、本人の希望があれば役所にいられると、そういうことですね。

実際、非正規雇用といったほうが、そういう言い方は当てはまらないのかな、この役所は。臨時職員という、そういう概念で、臨時職員プラス正規役場職員、そのト一

タルした人数、以前と比べて今はどうなのか。私は、それもやっぱり多い、少ないかの判断になってくるのだが、その辺どうなんですか。

○議長（白岩征治君） 総務課長。

○参事兼総務課長（山崎 昇君） お答えいたします。

臨時職員、それから嘱託職員、今現在で107名ほど在籍しているかと思いますが、これに関しましては、事務系として30名程度ですが、残りに関しましては保育園、それから児童クラブ、あるいは学校の支援員とかいったものが最近多くなっておりまして、その193名いたときの臨時職員がどうなのかという、正確な数字は今ちょっとここに把握してございませんが、多分トータルでは、両方足せば数的にはそれほど変わらないかと思えます。193名のときと今現在ですね、多分そういった数字になってくるかと思えます。

◎休憩の宣告

○議長（白岩征治君） 一般質問の途中ですが、これより午後1時まで休憩いたします。
(午前11時58分)

◎再開の宣告

○議長（白岩征治君） 再開いたします。

(午後1時00分)

○議長（白岩征治君） 休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

12番後藤功君の一般質問を許します。12番後藤功君。

○12番（後藤 功君） 午前中に引き続き質問します。

答弁で、正職員は減っていると。しかし、臨時職員、嘱託職員を合わせると、逆にトータルでは多いんですよ。同じなの。

要するに、私もあんまりこだわるつもりはないんです。要は、どれだけの仕事をやっているんだと。それで、これ民間企業に比べて、非常に仕事の頻度がないんじゃないかと、民間の場合だと相当仕事を合理的に進めているということが、これは皆さんはわかるはずなんですよ。役所の仕事はどうしても、どういうわけか、役人の世界は、ここまで必ずやらなければならないとか、そういうことがなくて、比較的緩いそういう勤務状態だと。それにもかかわらず、人員だけは相当数いると、そういう乖離したことが、いわゆる住民にとっては、大分仕事の割には多いんじゃないかと、そういう漠然たる不満というか、そういうふうに見られるんですよ。私もそれも同感なんです。

それで、聞くところによると、そういうにもかかわらず、今、役所の仕事を外部委託、そういうのも大分増えているというふうに見るんですけども、その実態はどうなんですか、委託してある仕事。

○議長（白岩征治君） 総務課長。

○参事兼総務課長（山崎 昇君） お答えいたします。

外部への委託はどうかというご質問でございますが、もちろん外部の委託も増えております。委託というわけではございませんが、例えばみずほ保育園は社会福祉協議会のほうに移したということで、それからもちろん電算関係とかは、ちょっと専

門的なものもございますので、そういったものは外部に委託しております。それから、シルバー人材センターとかにも一部宿直とか、それから労務作業といったものは委託している状況もございます。トータル的には、そういった点で委託のほうの量も増えているかと思えます。

○議長（白岩征治君） 12番後藤功君。

○12番（後藤 功君） 仕事のね、私も一緒に四六時中、皆さんと仕事をやっていけば、それはわかるんだろうけれども、その実態はあまりわかりません。しかる趣旨ですよ、仕事がそういう外部委託、昔は役所の中だけで仕事が完結していたと。しかし、そういう今の時代、より専門的に、いろいろ複雑な仕事になってきているのは私も認めます。

しかし、これは職員の能力、それから日々の仕事の中でやはり能力を磨いていくと、そういうものが必要じゃないかと。だから、何でもかんでもね、これは面倒くさい仕事、あるいは専門的だからといって外部に任せちゃえと。それだったら何のために、役所の組織であり、また、それだけ人を雇う意味があるのかと、こういうことなんですよ、私は。

その辺もね、なかなかこういう質問というか、そういうことを今まであんまり言わなかったはずですよ。私も、今回の踏み込んだこういう質問というのは初めてなんです。しかし、いろんな人、民間の方々から言わせれば、役所は甘いよと、一口に言って。もう少し民間のそういう厳しい仕事の環境から比べればまだまだ、もっとプロフェッショナル的な、役所は役所ならそういうことをやらなきゃだめだよと、まさしく私も同感です。

だから、そういう1つの仕事の能力向上、いろんな意味で、これから難しい世の中になりますね、何をとっても。それに対応していけるのかなと、これは非常にやはり皆さん方の能力、資質に委ねざるを得ないんですよ。そして、その点、今回の新規採用についても、個人個人に私はわかりませんが、どんな人物、そういう経歴は。

しかし、今までいろんな見てくると、どうしてもトップに立つ村長につながるような人材、そういう系列の人が、1つはっきり言って、村長を応援している、それにつながるような人がなっているんじゃないかと、これは皆さん言っているんですよ、村民の間で。アンチ——反村長というか、そういうふうにくくればですよ。それはちょっと割り引いて考えなきゃならないけれども、しかし、そういうことも言われている。

ですけれども、私は、そういうことは抜きにしても、やはり西郷全体のそういう役場の住民サービスの向上のためには、やはりそういう1つの偏った考えじゃなくて、広く人材を、優秀な人材をとらなきゃと、そういう基本的なことは、ちょっと村長に伺います。どうですか。

○議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 人事の話、仕事量と、それから人の数ですね、いろいろありました。多過ぎるんじゃないかとかいろいろ言うのは、もちろんあると思いますそれは。どのように職員の数を決めていくのかと。明治の戸長役場から、明治22年に西郷村

役場ができたときは、本当に十指に満たなかったですね。それは、そもそも税とか、あるいは教育、福祉といった具体的には幅がそれで間に合った。ただ、ずうっと歴史は、この組織も、あるいはテーマも増えてきている。

そして、地方自治法の表にあるように、県の仕事、市町村の仕事が明徹されて、さらにそれに関係するように、地方交付税でバックアップするといったことの推移の上において、今のこの地方自治法、あるいは財務上の歳入歳出の項目が定まってきた。それにどの程度の人口、あるいは特殊性、対応補正である、それらが入り交じって大体の必要人数は決まってくるわけです。

そこで、ロガリズムの曲線でありますように、人口に比例する部分もあります。ただ、大都市になった場合はということですが、大体、人口の1%の下の部分からプラスの部分までいくのが、大体の目安でしたね。そこに特殊性が入ってくるわけです。特殊性は、今般は3・11あるいは放射能対策といったものがあるわけでありまして。通常ベースは、やはり災害とかそういったときに1つのピークを迎えて、そしてプラスをしていくということがあります。それが平時に戻るのはどの程度なのかということもあってというふうになります。

経験的に1人でこなせる、あるいは従来の組織のどこにこの足らざるところがあるのかということの時々刻々はかりながら、人事配置をしているわけでありまして。当然、これは今度、正規一般職員プラス臨時の職である者といったものの分けもできるわけでありまして。よって、その人数については、そういう繁閑、あるいは業務量、いろいろ探りながら採用を決めていく。ただ、定型的に採らない年があったり、あるいは過剰に採ったりといったことも、過去にはやっぱりいろんな事情であったわけでありまして、できる限り同じヒエラルキーが保てるように、その組織体制、命令系統、責任体制がうまくいくようにといったことは、あまり変えるのは好ましくないというふうになりますので、まず基本を押さえて、さらに臨時の課題に対して対応できる人数を確保していくということでやっているわけでございます。

○議長（白岩征治君） 12番後藤功君。

○12番（後藤 功君） 何だかわかったような、わからないような、さっぱりわからないんだけど、要は私の言いたいことは、それなりのやはりこれ、役場職員なんだから、要するに行政というのは住民に尽くす仕事だと、一くくりで言えばね。そういう観点から、やっぱりサービス精神旺盛な人、そしてもちろん、資質としてそういういろんな能力がすぐれている、また、識見もあると、そういう基準というのはあるはずなんです。

今の皆さんが私どうのこうのとは言いませんが、しかし、よい行政をするのには、やっぱり人材だと思ふんです、これはね。人材を、やはり優秀なそういう人たちをそろえれば、おのずと我々がどうのこうの言わなくても、そういうかなり高度な行政ができるんじゃないかと、そういう考えであるんです。その点、どうももう少し見える、もう少しいろんな工夫があってもいいんだとか、いろんな人の意見を聞けば、あんまり重きを置いてないんじゃないのと、そういう声も聞きます。私は、そういう観点か

ら、やはり人材、人のそのものが、これはやはり重要な位置づけを持っているということでもあります。その点はもう、次の質問に移ります。

次の超過勤務手当のことなのですが、要するに残業ですね。それがどうも、これ先ほどと前の質問に連動します。これも以前、議会で、超過勤務手当が以上に膨らんだことがありました。これは、災害という、昔8・27災害というのがありまして、そのときのこともありました。それで、それ以外にもいろんな、議会が指摘すると、その翌年は割と、あまり超勤が少なかったり、そういうのがあるんです。

それで、そういうことじゃなくて、私はやはりこれなども本当に超過勤務が必要なのかと、勤務時間内にやるべきことをやれば、超過勤務なんて必要ないわけですから。そして、私伺うのは、超過勤務命令という指揮命令系統において、この西郷村役場ではどうなっているんだと。通常、私が認識している範囲では、超勤命令というのは、やはり上司が足らざる、どうしても緊急にやらなきゃ、今日終わらさなきゃならない仕事で、そしてその上司が部下に対してこれをやってくれと、そういう命令があって初めてこれはなされるんだと思います、私は。

しかし、この西郷村の実態はどうなんだと。まさか、これは職員が上司の命令いかんにかかわらず、勝手に今日超勤やったと。そして、それが事前にそういう上司の命令であればまだしも、事後承認という形もあるんですよ。そういう実態を、まずどうなっているんだかということをお聞きします。

○議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） この話、前もしましたですね。要するに災害のときには増えるんだろうと、当然です。これは、村長命令で、この役場の組織があって、課長にはテーマというか、事務分掌があって、その現在の持っているテーマ、それを速やかに処理すべし、さらには、前から申し上げましたが、役場にはおさめる部分と開く部分があります。法律にのっとり部分、それでこの西郷村2万人、人口をどう対応するかということがありますので、そのテーマに沿って、課長の職務はこの課を総理し、そして指揮命令系統のトップに立って、その監督をするわけです。よって、自分の課の仕事がどこにピークがあるのか、どこに対応している人がいるのか、それはチームを持って対応すべきなのか、属人的に人じゃないと効率が悪いのか、いろんなことを考えてやっているわけでありまして。

ただ、災害とかいろいろの部分になりますと、やっぱり本当に通常業務から非常時に変わるわけでありまして、なかなか容易ではありませんが、そういうときには増えると思います。課長の指揮監督のもと、それから課長は今度、係長がいますので、係長という部分とやはりうまく連携して、そして1つの係でできるものは係で、それが課全部でやるのであれば課でもできる。それが足りないときは、役場で見るといったことが現在の実態でございます。

○議長（白岩征治君） 総務課長。

○参事兼総務課長（山崎 昇君） お答えいたします。

超勤の命令ということであるかと思いますが、確かに後藤さん言うように、課長が

最後まで残って見ているわけにはいきませんので、次の日ということもございます。しかし、課長としましては、その職員の職務状況がどういった状況にあるかというのはある程度は把握しておりますので、超勤になるのもいたし方ないということで、次の日、当然判こを押すこともありますので、それが実態でございます。

○議長（白岩征治君） 課長、課長、総額と1人当たりの最大のそれが。

○参事兼総務課長（山崎 昇君） 超勤の総額と1人当たりの最大が幾らかという状況でございますが、今年度の状況ということで、1月末現在ですが、超過勤務手当は総額で4,298万円、1人当たりの最大としましては133万円という形になっております。平均はですね、150人で割りますと、30万円まではいかないと思います。

○議長（白岩征治君） 12番後藤功君。

○12番（後藤 功君） 今、結構な額なんだわな、これ。そして、今年の予算も同様に相当圧縮して、答弁、理事者も緊縮予算を組んだんだと、片やそういうですね。超過勤務が4,200万円、そして1人平均30万円だと。私はこれ、ある意味、もう生活給のそういうふうな、1人の生活給みたいなあれになっちゃって、恒常的になっているんじゃないかと。実際はそれ、仕事の必要性があるからこそやった結果なんでしょうけれども、要するにそういう、私から言わせれば、今、課長から説明あったんだけれども、必要性があるんだと。

でも、基本的には、これは上司は最後までいなきゃならないんです、本当は。これ基本でしょう。労働基準法の36条ですか、あれ。36協定なんて言われるけれども、私もこの問題でちょっと読んだんですが、そういういろんな書いてあります。基本的には、やはり上司が命令によって、そして許可を与えて、この仕事を何時間やってくれとか、事前承認じゃなきゃだめなんですよ、事後承認というのはだめだと。

だから、事後承認だと、課長、夕べ、私2時間残ってやりました。「ああ、そうか」、はい、ぺたんこ。じゃ、その仕事はどうなんだといたら、別に5時以内に終わるような仕事で、聞くところによると、私わからないけれども、残しておいて超勤やっていくんだと。これ、確たる私は証拠はわからないんだけれども。でも、人間いろんなね、例えば超勤、ちょっと稼がなきゃならないなんていう、そういうあれがあると、やっぱり走っちゃうんじゃないかと。

やはり、1つのマネジメント、管理するという、そういう概念からいえば、これは管理職、上司に当たる人が、今日の必要ある必ずそういうやらなきゃならない仕事と、そういうことを示して、部下に命令を出さなきゃならないと、それを全て事後承認だなんていいたら際限ないでしょう。それが一般の企業、住民の皆さんがおかしいんじゃないかと。

これ、会社事務なんてそうですよ。君はちょっと残って、この仕事をやっておくと、初めてそれで残業というのは生じるわけです。でも、役所の機構というのは、案外そういうのが緩くて、上司が頼みもしないのに、勝手に職員が残業やるなんていうのは、これは認められないはずなんだよね。その辺、今これ、総務課長、性善説に立って、部下を信じて、そういうあったわけだ。しかし、私はその法律に、労働基準法からい

えば、これは明らかに、1つのマネジメントとしてはずさんであると。この辺、もう一回、どうなんですか。そして、それを改める気ありますか。

○議長（白岩征治君） 総務課長。

○参事兼総務課長（山崎 昇君） お答えいたします。

後藤議員おっしゃるように、超過勤務命令でございますので、事前にこの仕事で残業やりますということで許可をもらうのは、本意あるべき当然の姿でございますので、極力そういった形をやっていききたいと思います。

それで、超過勤務の状況を見ますと、やはり最近ですと放射能対策課、それからマイナンバーの改正があった時期とか、それから各種休みに組んでいる行事ですね、そういったところが多く出てきておりますので、それで夜、最後まで、先ほども申しましたけれども、課長は残っていない状態ではあるかと思いますが、極力そういったことで、命令という形になるようにしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（白岩征治君） 12番後藤功君。

○12番（後藤 功君） これ、課長もつらいわな。昨日まで課長じゃなかったけれども、残業やっていて、急に課長になったら、今度はうるさいこと言っているなんて、こういうふうになっちゃうんだけど。ただし、やはりこれ、我々はあくまでもその線をチェックする、役場の行政機構をチェックする、その職責なら私は言うんだけど、しかし、普通の一般の企業なり厳しい、これはどこだってそうですよ。もう1分1秒例えばオーバーしたって、30分以内ならサービス残業なんてなっちゃうわけだ。

役所は違うでしょう。恐らく30分超えないまでも、30分の超過勤務がつくんじやないですか、恐らく。そういう世界なんです。だから、民間とのそのうそれがまるでもう乖離しちゃっていると。これは、西郷村役場が特別ね、特殊にここだけがそうじゃないんです。もう全体、国から何から私はそうだと思います。あえて我々が、こういったことにやはり問題意識を持たせないとなぐさだめがきかない、いいかげんになっちゃう。

だから、通常の仕事だったら、もうこれ、恐らく服務規律、西郷村の服務規律を見れば、勤務時間というのは午前8時15分からですか、30分からですか、午後5時15分までですか。その中で、休憩、お昼休みを挟んで、大体、私はできると思えます。にもかかわらず、この四千数百万円という厳然たる超過勤務だと。それは、職員の皆さんは、給料プラス当然生活給にというような考えでなっているかもしれない。そこではこんなのお門違いで、やはりそういうことをきちっと、本当に本来あるべき残業というのが最低限必要だと、そういう理由がなきゃだめだと。

例をおっしゃられたが、放射能対策だとかいろんな、例えば建設課が用地買収交渉に行くと、これは昼間行っても、夜じゃなきゃならないとか、そういうのはありますよ。だから、そういう特別なことは別にしても、通常、勤務時間内でやれる仕事はそこで終わらせと。村長のマネジメントのあれにもかかっているんです、これ。首長がその点きちっと、最初からできるだけそういう、だめだよと厳しい姿勢を示していれば

ば、こういうことはない。だから、私は全面的に否定するつもりはありません。しかし、ややもすると、そういう安易な、安直なことが行われているんじゃないかと、ひとつそういうことです。

それで、今後、総務課長、改めていくんだということをおっしゃったけれども、具体的にどういうふうにチェック、事前承認、事後承認、じゃ、事後承認は今後認めないのか、ケース・バイ・ケースだと言われるかもしれないけれども、その辺のきちっとした考えを示していただきたい。

○議長（白岩征治君） 総務課長。

○参事兼総務課長（山崎 昇君） お答えいたします。

今、議員のほうからも言われました、交渉とかいったことに関しても、1時間かかるのか、2時間になるのか、そういったこと、不確定な要素は出てまいります。それから、事務処理に関しましても、例を挙げれば、予算の時期とか、電算入力といったものとかは、一遍に入れてしまうと機械が動かなくなったりもします。それで、どうしても何日かうちに入れなくちゃならないとか、そういった事態も出てきますので、今日の時点で何時までとはっきり言える状況じゃない場面も出てきますので、議員言われたようにケース・バイ・ケースの場面も出てまいりますけれども、極力その辺の時間は正当な時間といいますか、必要な時間ということで事前にもらうような方向で伝えていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（白岩征治君） 12番後藤功君。

○12番（後藤 功君） 総務課長ね、これは副村長もそうなんだけれども、やっぱり役所の中で、総務課長なんていうのは統括して筆頭課長で、そういう人事管理とか、そういうものはやっぱり憎まれても、きちっとそういう基本的なことでやってもらわないと困るんですよ。いや、総務課長、急に厳しくなったと言われたって、職務だからね。私は、やっぱりそういう、本来当然とるべき措置、そういうものを各自、管理職なら管理職のそういう意識、それをきちっとしてもらいたいということです。管理職じゃない、今まで係長、平、その意識ですね。自動的に課長になった、それでも同じような意識だったら、これはね、世の中、1つの組織というのが統率もとれないし、うまくいかないです。

だから、皆さんに言いたいのは、私は、管理職になったらなったような、そういうきちっとしたマネジメントというのを意識してもらわないと困ると、そういうことです。この問題はこれで、次に移ります。

3番目なんです、新白河駅のいわゆるまちおこしセンターというんですね、正式には。チャレンジショップなんてもいっていますけれども、これ、私も常々どうなのかなと。そのまちおこしセンター、チャレンジショップをつくる段階において、私は賛成はしなかったんです。これは、そのとき質疑もいろんなしましたけれども、果たして6,000万円のそういう投資に見合うリターンがあるのかと。やってみなきゃわからないというのが、それはそれでなんです、しかし、やはりそうであったかと、その内容を伺うとね。その辺を、このままで、管理費、金もかかっているわけですよ

ね。そういう状態の中で、何ら手だてもしなかったら、これまた西郷村のあらゆるところで今問題になっている、そういう多額な税金をつぎ込んで、そのリターンもないのに、役所の仕事とはいえ、これは許されないことですね。

税収は減る、人口減少、そういう甘い経営は許されないと、そういった観点に立てば、今のチャレンジショップはどうなんだと、その辺を運営の見通しということでお聞きしたいと思います。

○議長（白岩征治君） 建設課長。

○建設課長（鈴木宏司君） 12番後藤議員の一般質問にお答えします。

チャレンジショップの運営についてのご質問でございますが、チャレンジショップを募集しておりますまちおこしセンターは平成25年度に完成し、社会資本総合整備交付金の補助を受け、待合所、トイレ、観光情報発信「チャレンジショップ」ができるように建設したものでございます。

まちおこしセンターの利用状況でございますが、平成26年度、来館者のほうが2万4,870人、平成27年度3万452人、平成28年度は2月末ですが3万2,024人でございます。

チャレンジショップの出店者でございますが、グラスアートショップ、こちらのほうが平成26年9月1日から平成27年6月30日まで、夢プロジェクトでございますが、平成26年12月1日から平成27年6月30日まででございました。平成28年度につきましては、2件の紹介がありましたが、出店には至らず、今現在、ショップはございません。

次に、年次別の経費でございますが、平成26年度がサイン工事、こちらも含めまして554万4316円でございます。平成27年度が397万8,924でございます。平成28年度見込みでございますが、411万6,821円でございますが、人件費等が緊急雇用創出事業等で補助されたり、自販機等の敷地使用料等で単独で支出した金額でございますが、平成26年度が187万8,806円、この中にはサイン工事等が含まれてございます。平成27年度でございますが、85万8,404円でございます。平成28年度見込みでございますが、129万5,959円でございます。

以上が概要でございます。

○議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 今後はどうするのかというおただしでございます。

まちおこしセンター施設内の運営につきましては、昨年4月より西郷村観光協会に業務委託を行い、観光案内をはじめ村の特産品の展示、施設の維持管理を行っているところでございます。

今後等でありますが、まず新白河駅利用者の利便性を高めることについて、平日について会館時間を朝7時半、朝行きますと、やっぱりバスに乗る人が、まだあいていないために、トイレの入り口、北側ですね、あそこに10人ぐらいたまっているという状況があって、やはりもっと早くあけろという話もありまして、今、ちょっとあけ

て、どのぐらい人がいるのかを調べています。また、日中につきましては、引き続きこのチャレンジショップと申しますか、こういったものができるかどうかについての活用の拡大を図っていきたい。それから、行政情報センターや児童等の作品展、あそこは駅の北側に児童公園がありまして、あそこからの子どもがトイレを使ったり、あと中に入ったりしておりますので、そういった新しいものが入るような、身近なものとして、これまでいろいろ何があるんだかわからないと、ガラス張りで中が見えないとかいろいろありましたので、逐次改善をしていきたいというふうに思っております。

○議長（白岩征治君） 12番後藤功君。

○12番（後藤 功君） 説明いただいたんですが、私もまるっきり否定するつもりはありません。おやめになった仁平議員が、駅にトイレをつくってくれと、私も同感なんです。昨日、実は、改めて私ちょっと見てきたんです。ちょうどおじさんがトイレの掃除していました。これは委託、シルバーセンターか誰かのあれなのかな、していました。中に女高生が1人いまして、私も、確かに設備はいいですね。バスの待合所にも最高なあれです。いろいろパンフレット相当のありまして、私もいろいろ持ってきたんですが、西郷村の観光案内、事業案内、いろいろそういうPRの場とはなっています、確かに。

最初の、私は、その設立の趣旨は、まちおこしするんだと、その言葉そのものに相当期待をかけたからかもしれない。しかし、実態はどうかというと、今はもう経費だけで、出店する人もいないと。私も出店者に直接聞いたんですが、なかなかもう商売にならないんだと、いろいろ制約もあるんだかもわからないけれども、とにかくそれなりのこうやったらいい、ああやったらいいという、そういうのはもう持っているらしいんだけど、なかなかその辺の行政との折り合いですか、そういうのはつかないでしょうね。

実際、これはなかなか解決策も、私も何も考えたけれども、非常に今の商売の環境というか、だから、駅前だから即お客さんが来て入のかと、全然そういう従来の固定観念は当てはまらないんです。私もいろいろ全国のまちを歩いていますが、ほとんど駅前、でも、中心商店街も軒並みがらがらですよ。そこに行政が多額の金かけて、何か1つの拠点をつくったとしても、最初の一過性で、後はまた同じような荒涼たる商店街の波にのみ込まれていってしまう。その辺が非常に今の世の中の難しさ、これは私も一概に行政の当局者ばかりを責めるつもりはありませんが、そういう状況なんです。

そこで、いろいろ、6,000万円という投資額をやったわけだから、どういうふうにやっていくか、それはやっぱり行政側の村長はじめ担当、そういう知恵、いろんな人に、民間あるいは商業者、誰がそこに店を出してやってもらったほうがいいのかと、そういうことに関して積極的な人をやはり、これだけの固定費がかかっているんだから、やってもらったらいいんじゃないかと。その辺がもう少し何か柔軟にならないのかなと。そういう、これ今すぐにね、村長は持ち合わせていないようだけれども、その辺どうなんですか。

○議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） いいお話でしたね。まず1つは、やはり行政は過大投資していいのかどうかをよく見きわめたほうがいいと。多分、議員の頭の中でのお話のバックグラウンドわかります。

先月、青森市長が引退しましたね。駅前に第三セクターでアウガ、7階建てビルを建てた。テナントが全然集まらなくて、今言ったとおり撤退しました。最終的に数十億円の借金どうするんだ。新しい市長、さて困っている状況、要するに過大投資の結果ということですね。

もう一つは、やはり今のおただしのおり、それなりの人がいるのじゃないかと、探すべきだと。当然にいいことで、それはしようと思っています。これまでは、さっき課長が答えましたように、補助金があって、実は管理費が出ていたわけであり、国費で。それがだんだん震災関係等も少なくなってきたということで、観光協会の使いやすい方向に修正したというのが中身であります。問題はやはり待合機能あるいは快適性、あるいはあるいはいろいろあって、やっぱり入りやすいとか、あるいはショップができないかで、この最初のショップの問題は議論になりましたね。あそこで調理できるようにするためには、設備投資が大きくなります。よって、あそこは温度を上げるといふか、湯沸かしその他はできますが、加工調理の調理師の部分についてはちょっと遠慮したという経過があります。

そういった限定される範囲の中において、どういった行政、あるいは地元の期待が反映できるのかということを探していきたいというふうに思っております。問題は、やはりそれなりのノウハウとやる気と、あるいはいろいろ考えますと、やはり地元のピンピンキラリ運動の拠点ではないかと思ったりします。なぜかというより、朝7時にオープンして、夜は8時とかになりますと、やっぱりピークがあったりいろいろします。

朝、大体6時半ごろになってきますと、自転車ですと子どもたちが電車通勤通学があって、7番ホームに行くたびに、あそこでいっぱいばーっと朝集まりますね。それから、しばらくバス乗り込みがあって、10時から過ぎは少し閑散に入ったりという人の往来、多い少ないが出てきます。そういったことのやっぱり維持管理と、それからPR、あるいは対外的な問題といったこともありますので、やっぱり時間あるいは利用者の関係、あるいは今ご提言のありましたように、ショップ機能とかPR機能、そういったものがうまく組み合わせられるといったことがあって、できれば女の人が多いほうが、子どもたち、高校生が待合するといった場合は入りやすいといった声もあります。そういったことも考えながら、いろいろご提言ありましたので、さらに検討・研究をしてまいりたいと思います。

○議長（白岩征治君） 12番後藤功君。

○12番（後藤 功君） 本当に、なかなか一言では解決できないというか、本当に難しいですね。私もいろいろ考えたんですが、あそこね、通勤、これから選挙に18歳投票だと。西郷村は投票率悪い。以前に私は、大平だ、いろいろ投票所をつくれと。

考えたんですが、あそこを選挙のとき投票所にしたらどうだと。通勤通学客にあそこで投票させると、それは年がら年中選挙やっていませんから、そういうのも1つの一案。

それから、これは飲食店が入るにはそういう機能がないと。それなりに、水道、いろんなのを引いてあるから、そういう出店者の設備投資によってはできると。一杯飲み屋でも何でも、本来ならですよ、それは行政として、あれだけの建物が建って、赤提灯ではいかにもあれだろうと思うかもしれないけれども、赤字を出すんだら、なりふりかまわないというのも私の意見です。税金を垂れ流すんだったら、あらゆるものを考えるのもやぶさかでないと。さきの選挙の投票所にしろ、いろんな考えないです。だから、そういう、例えばですが、知恵を絞らなきゃだめだと。

これ、管理運営ね、これからどういうふうにされるかわからないですけども、これも切りかえるんでしょう、何かしらに。今は無人というか、人は常駐しているんですか、あれ。当然人件費がかかっているわけです。その辺が差し迫った問題だわね。その辺、まずどう考えているのか。人件費、それをほうっておくのか、それにかわる無人がどうなのかとか、無人にしては今度はまた使い勝手がどうなのかと、いろいろ問題が出てくると思うんです。そういう諸問題に考えられることに対して、どういうふうに村長は考えているのか。

○議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 言ったとおりです。要するに、人がいない時間があってもいいのではないかと、あるいは開いている時間をもっと広げたらいいのでは、逆に。今の部分をどのように調整していくかであります。ただ、公共施設でありますので、あんまりラフにはできないということもあって、それで先ほどのピンピンキラリの半分ボランティアとか、そういったことが入れないとか、いろんなことを今考えているわけであります。

特に、青パトの集結地であったり、あるいはパソコンを持ち込んで仕事をやっている人もいるし、あるいは人待ち顔の人もいると、いろんなことの交流がありますので、さらに入りやすいとか、あるいは安全だとか、あるいは情報機能とかいったことを考えますと、やはり今の体制は、もう少し今ご提言のあったような、そういったことも入れてもいいのではないかとというふうに思っているところでございます。

○議長（白岩征治君） 12番後藤功君。

○12番（後藤 功君） いや、今、青パトという話で、私も、青パトに無人、あるいは今の状態で固定費が大変だと、人件費が。青パトというのは、年がら年中歩いているんでしょう。ということは、定期的に何時に立ち寄って、様子を見て、そういう管理の仕方もあるんじゃないとか、いろいろ考えたんです。青パトだと、これはまるっきり、あれは経費がかかっているでしょう、皆さん。だから、いろんな考えられるわけですよ。

ここでの確なこれだというのはないかもしれないけれども、私は今回のこの質問の中で、我々がそういうことで危機感を、いろんなどうするんだと、そういうことで言

わないと、なかなか行政のほうもずるずるずるずる、そういう傾向があると。私らもそれなりに考えますけれども、これは非常に今後の課題として、喫緊の課題ですね、もう経費がかかっているわけだから。その辺を真剣に考えてもらいたいと思います。

この件は以上で終わります。

それから、4番目の質問に入ります。

またこれは全然違う問題なんですけど、実は、私も折口原グラウンド、テニスコートのことであります。

私も今あそこにいるわけですが、いろんな、私自身もいろいろ問題点というのは日ごろ感じております。それで、いろんな人が私の家に立ち寄る。それから、これはご近所の人なんですけど、どうもあそこで子どもたちが特にソフトボール、野球、それからテニスをやっていると。そのことについて、非常に迷惑しているんだと、これは一口に言って騒音問題ですね。私も非常に常に感じております。これは、子どもに、従来からあそこにあった、当時、できたときは、比較的住宅も混んでいなかったと、そういう経緯です。

近年に、最近になっては相当住宅も張りついてきたと。その中で、従来のそういう運動環境として、今までどおりそういう運営していいのかと。私、これ遠い、全然関係ない話じゃないですから、全くその苦情を言う人、私と共有するものがあります、ほとんど。それで、感じたまま言いますが、子どもたちがソフトボールあるいはテニスをやる、そのときに相当、声ね。これは当然スポーツだから、私も、声を出すというのは、これはもういわば当たり前のことなんですよ。

ところが、周りの聞く側にとっては非常にストレスになる。特に、子どもというのは甲高い声でしょう。それを四六時中——夜はやっていないですけども、ナイターもやると。それを聞いていると、どうもストレスがたまると。時にはそれ、ノイローゼになったという人は聞かないですけども、しかし、全国のいろんなそういう騒音問題なんということを分析すると、みんなそうなんですよ。

近ごろは、保育園とか幼稚園、そういうものがご近所に計画された段階で、もう反対だと。それはなぜかという、騒音問題ですね。子どもらがぎゃーぎゃー、ぎゃーぎゃー、きゃーきゃー騒ぐと、それだけです。いくら教育環境だから、皆さん我慢して、塀もつくりますと、いろんな手だてもしますと言っても、いやだめだと。それはね、私も賛同はあんまりしませんけれども、しかし、実際そういう体験すると、反対する意味もわかるんです。非常に騒音というか、そういうことに関しては、人間デリケート、ナーバスになって、非常に心身がやられるんですよ。

私、一番心配するのは、そういうことを放置しておいて、1つ何か突発的な事故あるいは事件になったら困るだろうと。やはり、これはいろいろ、私もこういう言うことによって、関係者からひんしゆくを買うのはわかっているんですけど、しかし、あえて、やはりこういう問題は行政のほうできちっとわかしてもらえないと困る。そして、やはりそれに手だてしてもらわきゃ困る、現実ですから。その辺をどういうふうに捉えて考えているのか。

私は、やはり移転すべきだと思います。子どもらに声を出さないでスポーツやれと言っても、これも無理な話なんです。だから、そういうことじゃなくて、思いっきり声を出したり、周りに迷惑がない、そういう心配のないところでやらせたほうが一番解決になるんだらうと、そういうことなんです。その辺をどういうふうに捉えているのか、まず伺います。

◎休憩の宣告

○議長（白岩征治君） 質問の途中ですが、これより午後２時２０分まで休憩いたします。
(午後１時５８分)

◎再開の宣告

○議長（白岩征治君） 再開いたします。

(午後２時２０分)

○議長（白岩征治君） 休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

１２番後藤功君の一般質問を許します。

○１２番（後藤 功君） 先ほどちょっと超過勤務のことで聞きそびれたんですが、超勤手当ね、残業手当。これ、割り増しになっているはずなんです。それで、ちょっと数字を確認していきますけれども、５時以降の割り増し賃金、私の認識では１００分の１２５、２５％アップ、それから休日給はもっと高いのかな、深夜、それちょっと明確に確認しておきます。

○議長（白岩征治君） 総務課長。

○参事兼総務課長（山崎 昇君） 残業手当の割り増し率についてお答えいたします。

午後５時１５分から午後１０時、平日です。それに関しましては、基本賃金の時間当たりの１００分の１２５、それから休日・祝祭日、通常の勤務日じゃない日に関しましては、１時間当たり１００分の１３５、それから平日の午後１０時以降です。朝５時までに関しましては１００分の１５０、休日の深夜に関しましては１００分の１６０でございます。

それと、先ほど時間の計算ございましたけれども、１か月全部合計しまして、最後に余った端数が３０分を超える場合は１時間、３０分未満２９分までの場合は切り捨てということになります。

以上です。

○議長（白岩征治君） 教育長、鈴木且雪君。

○教育長（鈴木且雪君） 村長の政治姿勢についてということですが、１２番後藤議員の質問内容が教育委員会に係ることですので、私のほうからお答えをさせていただきます。

折口原グラウンド、それからテニスコートにつきましては、今お話があったとおり、建設されてから３５年が経過しているということで、建設当時の状況、私わかりませんが、現在は皆さんご存じのように、周辺に住宅が密集している、そういうところにある施設であるということで、おただしにありましたとおり、ソフトボールの試合とか練習中の子どもたちの声やら、指導者の指導する声とか、そういうものにつきまし

てご迷惑がかかったりしているということも承知しております。

本当に35年前に比べると、生活環境が大変変わってきたと、そういう中にある施設ということで、さらにはそこを利用する団体もかなり減少していて、スポーツ少年団の数も今は、いわゆるソフトボールも3チームしかなくなっていますし、そのほかソフトボール協会に所属している団体も、昔は15団体ぐらいあったのが現在は3団体しかない。大分、そういう意味で使用の割合も、最大に使われていたころから比べると半分ぐらいに今はなっている状況のようでございます。

しかし、周りのそういう環境の変化とか、さらにはナイター設備とか、それから駐車スペースの問題等で、折口原グラウンドにつきましては、今後のあり方について、移転等も含めながら検討を加える時期に来ているものと考えております。

○議長（白岩征治君） 12番後藤功君。

○12番（後藤 功君） 認識はされているということなのですが、もっと具体的に申し上げるならば、こういうことなのね。これは、人間が今変わってきたんだか何か、保護者が試合のときに、昔、私もいろいろ知っているんだけど、今の子どもたちの保護者というか、特に女の親御さん、試合のとき、メガホンを持ってばったばったたいて、かつ飛ばせーなんて、すごいんですよ。だから、これが非常に最近の、私から言わせれば、うましか親ね。そういうふうには言わざるを得ないんだけど、周囲の迷惑も考えない。そうして、ぎゃーぎゃーぎゃーぎゃー騒いで、すごいんです。これがまた物すごい輪をかけて双方なっちゃう。そうやって、ばったばった、かつ飛ばせー、これはたまったもんじゃないです。

それから、指導者も相当な声を張り上げて、要は叱咤する、そういう声ですね。やっぱり、周囲の落ちついた日常平穏な環境で生活する権利があるわけだから、そういう人のことを考えないで、とにかくいわゆる罵声とかいろんなことで、それもすごいんです。だから、それがね、最近のそういう大人は、これ熱心さのあまりというふうによくとればそうなんだけれども、しかし、そういう周りに迷惑とか、そういうのを考えないんだわな、今。それが困っちゃうわけで。

とはいっても、ああいうスポーツというのは、ある程度興奮していろいろしなきゃ、またつまらないんだかもしれないでしょう。だから、いろいろこれは切りがないから、この際、もう移転して、精いっぱいそういう人たちが思い切ったプレーしたり、そういうことをできるようなところに移転せひしてほしいと。

今、教育長その考えていて、これもまだ検討するとか考えていて、10年、20年たっちゃうんだよね。だから、その辺をやっぱりきちと捉えて、もう一つ付け加えるならば、先ほども冒頭でいろいろおっしゃったとおり、実は駐車場なんです。今、あそこにもう駐車場がないんですよ。それで、道路にみんな止めてはみ出したり、私も見ていると危ないんです。そういうこともありますので、この際、いろいろ真剣に考えていただいて、対処していただきたいと、こういうふうに思うんですが、もう一回、具体的にどういうふうに考えているか、お聞きします。

○議長（白岩征治君） 教育長、鈴木且雪君。

○教育長（鈴木且雪君） お答えいたします。

現在もそういう環境にある施設だということで、担当課では利用者の皆様に、利用についての注意点といたしますか、本当に皆さん一生懸命取り組んでいる形なので、そういう中でもやはり周辺の住民の方のことを考慮した使い方をしてほしいということでの依頼はしております。

駐車場に関しましても、近くにある会社といたしますか、企業が協力してくれて、駐車用地を無償で貸してくださっているとか、いろんなそういうことで成り立っているわけなんですけど、今、議員のほうからありました今後の方向性を具体的にということにつきましては、いろいろなこれまでもそういう計画があったと聞いておりますが、そこにつきましては、今後の村の流れの大きな考え方の中で進んでいくものだと思いますので、私のほうからというよりは、村長のほうにお答えいただければと思っております。

○議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） いよいよこれまで、いろんなことで西郷村総合運動公園の計画いつやるんだということと議員の質問はかみ合っているのかなという気がいたします。あの場所は、私もいろいろ聞いておりますが、昔、白河実業の季節分校というか、あそこに舎飼いがあったと。昭和の1桁の人があそこに通ったことを覚えています、うちの近くにいる人も。

その次は、牛、ホルスタインの共進会があって、あそこで本当にいい牛の見本が、あのころ西郷は本当に乳牛はうんと多かったですね。いわば酪農のトップ期という時期がありました。その後、35年前というふうに書いてありますが、やはりスポーツ熱が高まってということになります。同時に、あの時期には、今の周りの住宅開発が進んできましたので、さらに工場もあつたりということで、この40年、本当に非常なさま変わりだと思っております。

さきに子どもを育てる幼稚園、保育所に行っているお母様方と小学校低学年のお母様方のアンケートをとったことがあります。あの地は公園にしてもらいたいといった意見もあったと思っております。そうしますと、時代あるいは車社会、あるいは今は、あそこはですね、スラッガーで相当打力の強い人が打ちますと、窓ガラスを割っています。どなたの家でしたっけ、3軒、球が飛び込みますよね。そういったこともあつたりして、今のお話は前からあったわけでございます。

今後、いろいろする中で、選択と集中とかいろいろありますので、やはりこれまで生涯スポーツあるいは競技スポーツの両面から、施設の集約化をしていくべきだという審議会の答申にありますように、総合運動公園なるものの計画というか、それに着手命令を出す時期なのかなと今思っている次第でございます。

○議長（白岩征治君） 12番後藤功君。

○12番（後藤 功君） 村長もいろいろ考えているということを知りました。それはそれで、そういう構想も持っている。その中でも、やっぱり今まで何つくるにしても、一方的に執行部がこうだと。やっぱり、いろんなこと、意見を聞いてね。前段のチャ

レンジショップでも何でもそうなんですが、やっぱりあらゆる角度から、そしてそれに詳しい人とか、そういうお話を聞いたり、総合的にプロデュースする、いろんなそういうところをやらないと、なかなかすばらしいものはできないんじゃないかと、このように申し上げておきます。

今、チャレンジショップのことをちょっと言われましたが、ある私の知り合いの人が、NHKの「はまなかあいづ」のアナウンサー、女の人、顔ぼちゃっとした、宮澤アナウンサーといったけかな、その人が「ん」と見て、問題ありというような、そういうふうな何か言ったらしいと。だから、やっぱり見る人を見ると、これはいいとか悪いとか、そういうあれがあるんです、その人の感性でね。

だから、やはり何でも、例えばスポーツ公園にしろ、競技場をつくる、いろんな総合的な、単なる一方向からじゃなくて、これが将来村にとってどういうふうに位置づけになって、そしてまた反映につながるのか、そして使う人の身、あるいは直接そこで競技しない人でも、そこで十分くつろげる、遊べる、そして車がどうだかと、いろいろ総合的なそういうプロデュースというものを考えていただきたいと、こういうことでひとつ私はお願いしておきまして、質問を終わります。

○議長（白岩征治君） 12番後藤功君の一般質問は終わりました。

続いて、通告第6、8番金田裕二君の一般質問を許します。8番金田裕二君。

◇ 8 番 金田裕二君

1. 建設行政について
2. 教育行政について

○ 8 番（金田裕二君） 8 番金田裕二です。通告順に従い、一般質問をさせていただきます。

直接質問事項とは違うんですが、明日、東日本大震災・原発事故より丸6年を迎えます。村内の除染作業は最終局面を迎えて、道路側溝の一部の除染が残るのみというふうにも伺っております。ただ、除染のフレコンバック等の搬出にはおおよそ10年以上かかるんじゃないかなという説明もいただいております。

今、マスコミでは、当時の避難県民が学校でのいじめが相次いで報告されたり、また、福島空港からのチャーター便が韓国の航空会社やその乗務員の認識不足によって、仙台空港に移転させられて、またそれが今、日本国にとってかわって、また福島空港に戻ったようでございますけれども、やはり国内外でもまだまだ風評払拭や、復興への道のりはまだまだあるのだなというふうにも実感しております。

さて、本題であります。本村の中小河川では震災後、大量の土砂が堆積したまま除去されない状態が続いております。その現況について、とりあえず説明をいただきたいと思っております。

○議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 8 番金田裕二議員の一般質問にお答えいたします。

建設行政の河川堆積土砂等の除去工事についてのおたがしでございますが、やぶ川のアシが繁茂しまして、大雨時の氾濫や火災・災害防止などを目的に、平成20年度に堆積土砂等の除去工事を実施いたしました。東日本大震災後は、堆積土砂等の放射線量の問題により、実施を見送ってきた経過がございます。

昨年度に放射線量を測定いたしました結果、基準値以下でございましたが、堆積土砂の搬出先が決まりませんでした。実施には至らなかったところがございますので、今後、堆積土砂置き場の確保に努めまして、実施していきたいというふうに思っている状況でございます。

○議長（白岩征治君） 8 番金田裕二君。

○ 8 番（金田裕二君） 中小河川ですね、やぶ川の話が追原地区の河川の話も今出ました。確かに、平成20年ころ一旦除去しております。その後、本当にびっちりアシが——ヨシですか、生い茂っております。そこに、風なんかでゴミ袋とかいろんなものが飛んできて、本当のやぶみたくなっちゃって、川の名前のおりになっちゃったなというふうに残念がっております。

現在、今、村長の答弁ですと、放射性物質を調査したところ基準以下だったと。基準というのは、たしか8,000ベクレルだったですか、再度確認ちょっとお願いします。そして、実際どのくらいの数字が出たのかもあわせて、わかる範囲でお願いします。

○議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） おただしのとおりで、そこで基準がありますが、実際は4か所でチェックしておりますが、500から600ベクレル、それから300から400ベクレル、それから500から600ベクレル、200から300ベクレルという程度になっておりまして、8,000ベクレルから比べますと少ないわけではありますが、こういった数字が出ております。

○議長（白岩征治君） 8番金田裕二君。

○8番（金田裕二君） ただいまの数字ですと、本当に8,000ベクレル以内は一般廃棄物というような感じですから、ところが、実際捨てるとなると、地域住民がそういった放射能があるんじゃないかと心配されるだろうと思います。今、どんどん中間の処分ですか、管理のところに放射性物質のものは搬出が始まっていますね。何か置くところがないというんだけど、何かそういったところに置けないものなのかなというふうに思ったりするんですけども、今の放射能のフレコンの仮置き場には一時的にそういうのを置くというのは、法的にはちょっと問題があるのかどうか、お聞きします。

○議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 仮置き場は仮置き場という特定して、そして契約、あるいはお願いして、それから搬出時期、それから場所についても特定してやってきております。その部分に今の部分がどうかというのを検討する必要がありますが、ちょっともっと別なところを今考えるしかないのかなと。1つは、村有地とかいろいろありますので、今後、いろいろ協議しながら、安全・安心の中身についてよくご説明申し上げて、そしてご理解の上に立ってやっていきたいというふうに思っております。

○議長（白岩征治君） 8番金田裕二君。

○8番（金田裕二君） 確かに、フレコンバックに詰めたりすると、どうも村民、怪しいものが入っているんじゃないかなというふうに疑うかもしれません。単なるただ一般廃棄物であれば、ダンプでどどっとあけて置くだけだったんでから、そう心配ないのかなとも思っております。

何ですか、例えばうちの集落の裏山は、前にも質問したとおり、83ヘクタールも西郷村の土地があるわけですね、村の土地が。そういったところの影響のない陰のほうの、例えば沢とか、そういった筋を埋めたりするのに使うんだったら、別に先ほどの線量だったら一切問題ないのかなというふうにも思ったりもします。そういった運搬のいろんなものを考えると、そんなのは検討するに値するかどうか、ちょっとお伺いします。

○議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） いいお話でございます。村有地というか、そもそも所有権がはっきりしているところ、さらに、今の危険といったものから距離の二乗に反比例して減衰するわけではありますが、しかし、今のようには見えない、あるいは排水関係、いろいろ条件がありますので、よく調べて、その節にはぜひご支援をお願いしたいというふうに思っております。

○議長（白岩征治君） 8番金田裕二君。

○8番（金田裕二君） 私が勝手にそこにというわけにいきませんけれども、地域住民と
いろいろ話し合いの上、うまく村有地が利用されるんだったら問題ないのかなという
ふうに思ったりします。

そういったことで、うちのほうの河川ばかりじゃなくて、村内至るところにそうい
った状況かなと思っておりますので、そういったのも含めて、早急にやはり土砂を撤
去していただかないと、先ほどもちょっと出ましたけれども、平成10年の8・27、
あ那时的水害の原因というのは、例えばうちのほうのやぶ川ですと、河床までの半
分がそういった土砂で埋まっていたもんですから、もう8・27、27日になる前、
26日の夕方には既に河川はオーバーしました。そういったこともありますので、や
はりこれからそういう危惧もされますので、そういったものは常に管理を十分にし
ていただきたいと思っております。

また、ちょっとそれは村の管轄と違うところなんですけれども、昨年度、ちょうど
折口集落の前の阿武隈川の河床がかなり、それは村の事業じゃないんでしょうけれど
も、かなりぼうぼうになっていて、やはりヨシだらけになっていて、そこをきれいに
ブルでならして、きれいになりました。ああいった事業は、継続して、阿武隈川の河
床も整地されるのか、もし建設課のほうでお聞きになっている情報があればお知ら
せいただきたい。

○議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 1級河川、国直轄、須賀川から下流、阿武隈川、国直轄で、その
上流を県、西郷も1級河川いっぱいありまして、県の建設事務所と毎年、調整会議を
やっております、河川河床整備事業終わります。山下の区長様からもお話があつて、
橋の下にありますので、それが見えるようにという要望が出て、去年やった経過があ
ります。ただ、問題は、言われたとおり、どこに置くんですかという条件つきますの
で、それは協力しながらやっていくというふうに、手をとっていきたいと思ってお
ります。

○議長（白岩征治君） 8番金田裕二君。

○8番（金田裕二君） ただいまの大体回答で、結論はここですぐできるわけじゃないで
すが、いずれにしろ、搬出先ですね、その確保がまず急務なのかなというふうに思
いました。できるだけ早急にそちらのほうをお願いして、いろんな予算措置はあると
思いますので、災害の起きないうちに対応をお願いしたいと思っております。

次に、2点目、追原より広域農道に至る村道の拡幅についてという一応通告させて
いただいております。

それは、今のやぶ川沿いにずうっと伸びる道路なんですね、村道なんです。実際、
中学生、高校生が通学に使っております。正式には学校の通学路にはどうなんでしょ
う、なっているのか、なっていないのか、たしか国道のほうに通学路になっていたん
でしょうかね。現実には近いので、みんなそこを利用しているのが多いんです。とこ
ろが、ちょうど産業道路の出口が坂道になっておりまして、そこが非常に狭いんです

ね、車1台やっとの幅しかありません。そこでの出会い頭の接触事故が何回も起きておると聞いております。私も何度も通っておって、危ないところだなというふうに常に認識しておりますので、そういったところの拡幅について、現況も踏まえて、ごらんになっているかどうかも含めて、答弁をお願いします。

○議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） おただしのとおり、私も追原へ行くときはいつもあそこを通ります。村道2053号線と村道5189号線の交差点、折鶴橋の鶴生側の左岸というふうになります。おただしのとおり、ちょうど岩盤露出部分で、かつ側溝等があったりして、かつ上り坂の頂上付近に交差点がありますので、このご不便な点よく承知しているつもりであります。ただ、交通量はそれほど多くありません。なぜかという、道路が狭いということがあって、4トン車は通れませんですね。

やはり、そうしますと、子どもたちも本当はあの折鶴橋から289号線に出ていくんですが、近道している人もいます。そうしますと、やはり当面カーブミラー等で、今の事故ですね、上り切ってぶつかっては困るということがありますので、そういうことをしながら、いろいろ改修に当たっての調査というか、そういったことも必要になってきますので、さらには用地ですね。それから、圃場整備の末端からあそこまでは、大体四、五百メートル、300メートルぐらいでしたっけ、残っていますので、河川との関係をいろいろ調整して、そしてさらに県等と相談をしていきたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしくをお願いします。

○議長（白岩征治君） 8番金田裕二君。

○8番（金田裕二君） ただいまの場所については、何年か前にこういった質問をさせていただいたことがあります。確かに、崖っ縁というか、岩がありまして、その下を鶴生のほうに行く水路が通っております。あその山は、たしか真船集落の方が所有されている土地でございます。

そして、去年は十分にぎわったところなんですね。あその場所が何でにぎわったかという、熊が何回もそこに出たんですね、あの橋のたもとに。ちょうど竹やぶがありまして、熊が好きなくらいの太さのいいあんばいなのが出たところなんです。いろいろ、それは関係ないんですけども、何とか出口だけでもちょっと拡幅していただければ、とりあえずいいんじゃないのかなというふうに思っています。道路全部となると、なかなか月日がかかるもんかなと思っておりますので、その辺の対応を、現地をよく精査していただきたい。

以上でございます。

次に、移らせていただきます。

次に、教育行政についてということで、私はあんまり教育のこと、今まで質問したことないんですね。でも、昔はPTAにもかかわってましたので、いろいろと専門の私は農業関係にばかり質問させていただきましたが、昨日、同僚議員が同じような質問いたしております。今日は、ですから、あっさりと思ったんですが、地元から随分と関心のある皆さんが駆けつけていただいておりますので、多少は角度を

変えて、ちょっと質問させていただこうかなと思っています。

質問の通告内容については、少子化等による村内の小・中学校の統廃合が検討されてから相当の月日が経過いたしました。川谷小・中学校及び羽太小の現況と対策について伺うという趣旨でございました。

昨日の同僚の質問内容も、ほぼ同じ内容でございました。昨日、私もその内容を聞いておりましたら、現在、川谷の小・中学校は、児童・生徒が全部で54名、それが平成32年度には36名まで、小学校が24人、そして中学校が12名、そして小学校は1、2、3、4、5、6全て複式になっちゃうだろう。中学校も1、2年が複式になるだろう。そして、その年には羽太小でも2年、3年が複式になるだろうという答弁をいただいたとメモしておきました。

そんな中で、現況についてはもうお伺いしておりますので、繰り返しませんけれども、いろいろその中でも、特にこうとか、いろいろ、何といいますか、地元以外の方も通ってらっしゃる方もおると。事実、私の集落からも、追原からも小学生2人、たしか行っていますね、多分行っているはず。通っていると私は認識しております。

昔は、うちの追原の集落からも、小学校、中学校にも随分通われていたのが実態あります。今はそういった形で、生徒数が激減しておるのは事実です。

そこに書いたのは、加藤前教育長さんのときに、何年前でしょうか。地元で保護者の方と何回も説明会を繰り返された中で、賛否両論があると。しかし、いつまでもこのようにしておくわけにいかないと。一、二年のうちには結論を出して、どうするかという答えを出さなくちゃならないだろうという話も聞いておりましたし、小学校はもうちょっと続けてもらいたいけれども、中学校だけはいろいろ部活動でも選択の自由もあるから、早いうちに統合したほうがいいのかなというような意見とかもいろいろ聞いておりました。

教育長、当時、加藤教育長からどのような引き継ぎになったか、ちょっとわかる範囲で結構です。お伺いします。

○議長（白岩征治君） 教育長、鈴木且雪君。

○教育長（鈴木且雪君） お答えいたします。

私もこの立場をいただく際には、前加藤教育長さんといろいろ引き継ぎをしておりますし、川谷小・中学校の件につきまして、それだけではなくて、村の全体、学校のこれからについてもいろいろ意見をお聞きしております。そのときの一番のポイントといいますか、それは中学校で複式ができるのが、非常に学習環境、教育環境としていかなものかと、そこはやっぱり1つのポイントとして考えていく必要があるということで、議会でもそのような観点での答弁などもしてきたようにも聞いております。

そういう意味で、やっぱりこの立場をいただきましたので、今後の川谷小・中学校をはじめ、あと羽太もあります。そういうことにつきましてどういうふうにしていくのが一番いいかということについては、大きな課題として引き継いだというところがございます。

○議長（白岩征治君） 8番金田裕二君。

○8番（金田裕二君） なかなか少子化の影響もあって、子どもが増えない現実。国立社会保障・人口問題研究所というのがあるんですね。そちらの、ちょっと資料は古いんですが、平成22年の調査によると、今現在、生涯の未婚率、一生結婚しないというのが男で20%、女性で10%。それから、第1子の出産時の平均年齢が30歳を超えていますね、その当時でさえ。合計特殊出生率が1.39人、今はこれよりも下がっていると思っております。既に全て晩婚化しております。

ですから、なかなかもう地域で増やすというのは、これはかなり困難な状況なのかなというふうにも思っております。

そこで、地元地域で子どもが増えないんだったら、どうして増やすかと。幾つか提案したいなというふうなのがありまして、まずは里親制度というのが、最近始まった仕事じゃないですね、以前からあります。

里親制度、これは特に長野県が熱心に数年前からやっております。県のホームページをちょっと開いてみたら、細かく里親のことについて記載してあります。その中には、「里親になってみませんか」。「様々な事情で、親のもとで暮らすことができない子ども（0歳から18歳）を家族の一員として迎え入れてみませんか。「里親」として、暖かい愛情を持ち、家庭的な雰囲気の中で子どもを育ててくださる方を募集しています。」というキャッチフレーズで、里親というのは養育里親、それから専門里親、それから養子縁組里親、それから親族里親、こういう段階的には4つぐらいに分かれるそうなんです、それぞれ資格とかも必要なものもありますし、それらに何というか、教育しているところもあるそうです、研修会ですね。

国のほうからも、かなりの里親、養育里親に対しては、何かはつきり金額わかりませんけれども、年間二、三百万円支払われるというような話も聞いております。それらはとにかくとして、そういった里親になってくれる方を募集して、そこで川谷とか羽太に住んでもらう。

あと、山村留学制度というのがあります。山村留学、海外に留学するんじゃなくて山村ね。都会から山村のきれいな空気のところへ留学して育つ、そういったものをどうしたらいいのかな。里親がいなくても、私何とかできるんじゃないかなと思ったのは、空き教室、1つのあいた教室を、何とかな、寮に改築して、そこに住んでもらう。そして、そういったところを、いろんな理由で来られる方がいらっしやいます。中には不登校の児童・生徒の受け皿という考え方もありますし、いろんな面で、あとは伸び伸びと自然豊かなところで暮らさせたいという親もいるかもしれない。そういった方々を、やはり全国にネット発信するなりして募集してはいかがかな。そういったものも、ひとつやはり何でも1回トライして、やってみてはいかがかなというふうに思ったりしています。

それからもう1点、何で廃校になっちゃうんだらう、やっぱり経費がかかり過ぎるからというのも1つありますよね。ですから、経費的にはどうなのかわからないんですが、今、原発被災者のところで中高一貫、高校とかですね。あとは、小中一貫校、

そういったのが最近いろいろ検討されています。ですから、川谷でも前、そういった小中一貫校、そうすれば校長先生も1人、普通の教師も兼務しながらやっていく。経費的にもいろいろ抑えられたり、いろんなメリットが出てきたりするのかなと思うんですけれども、私、そういった内容を詳しく精査していませんので、そういったとりあえず今のことについて、教育長からどんな自身の考えがあるかどうか、伺います。

○議長（白岩征治君） 教育長、鈴木且雪君。

○教育長（鈴木且雪君） いろいろな案といいますか、そういう事例を今出していただきました。私も川谷小の校長を務めた経験がありまして、そのころから少子化、子どもの数が減っていくということはもう当然見込まれたので、私の前の校長先生が菊池千代子校長先生ですが、そのころから川谷の少子化を考える会という会を立ち上げて、地域の方とか、いろんなアイデアを出してきました。その中では、やっぱり川谷の魅力を発信しながら、川谷に住んでもらう人が増えないか。じゃあ、川谷に住もうとしたときに、住む家はあるのかとか、空き家はどうか、そういう状況を調べたりとか、そういうこともしてきました。ただ、なかなか思うように、やっぱり人が移り住むということは難しい。

そういう中で、子どもの数が減っていく。文部科学省では、いわゆる小・中学校の適正規模等についての指針を出しております。学校教育法の施行規則には、いわゆる12学級以上18学級以下という基準があります。これは、なぜかという、1つの学年で2クラスあれば、学級編制がえができて、人間関係の変化が与えられる。いろんな意味で、教育効果が高くなるというようなこともあります。ただ、その中には、そういう基準はどの地区でも当てはまるものではなくて、地域によっていろいろな状況もあるので、そういうふうな場合には、地域やいろいろな特色を利用したといいますか、生かした、そういう教育をして、教育効果を上げるということについても書かれております。

そういう意味で、これまでも川谷地区の懇談会等々で、私のこの立場をいただいからお話を伺ってまいりましたら、やはり地域としてもいろいろな努力をしていくということで、今年度、川谷小・中学校の保護者の皆さんは、先ほど議員のほうからありました小中一貫校の事例を研修に行っていたりもしております。小中一貫のよさについて、いろいろなお意見もいただいております。ただ、小中一貫にした場合でも、いわゆる複式は発生します。子どもの数が増えない限り、そういう基準がありますので、そういうところをどう考えていくかだと思っております。

いずれにしても、今後、先ほど現状、児童・生徒の推移につきましてはありましたが、規模が小さくなっていく、どんどん、特に中学校における複式が発生すると、一番大きな問題は教職員の定数、与えられる数が限られて減ってしまいますので、教科の先生の数がそろわなくなるとか、それからあとは、やっぱり1つの教室で2つの学年が同時に授業をしますので、難しい中学の学習内容が十分身につくのかとか、いろんな課題がありますので、そういうことを念頭に置いて、そういう学習環境が本当に子どもたちにとっていいものかどうか、そういうことでの検討が今加えられてき

たところだと思います。

昨日、10番矢吹議員の一般質問にもお答えしましたが、私としてはいろいろな可能性を追求しながら、特に川谷小・中学校において、また羽太もそうですが、地域と本当に結びついた特色ある教育を実践しております。そういうものは、やっぱりどんどんもっともっと工夫しながら、そういう教育力を高めていくことと、ただ、やはり大きな流れを見ていったときには、昨日、お答えしましたとおり、川谷とか羽太というふうに限定したものでなくて、村全体としての学校、小学校なら小学校のあり方ということ、さらには中学校も含めてですが、そういう村としてのあるべき姿について検討していただくような機関をお願いしまして、教育委員会として諮問をして、いろいろな方向からいろいろな立場の方のご意見をいただいて、1つの考え方といえますか、答申などを示してもらおう。

その中で、ご理解をいただきながら、やっぱり子どもたちにとって一番いい教育環境、学習環境、学校規模等々も考えながら、そういう流れを村として確認をしながら進めていくことが、やっぱり一番大事になってくるのではないかと思っているところです。そのために、そこのいろんな条件といいますか、そういうものが整うまでの中でやれることはやる。

私も川谷の保護者の皆さんともちょっとお話しした中で、もっともっと首都圏に発信をして、今、やっぱり人口減少社会ですので、日本全体での人口も減る、そういうふうになった場合には、やはり流動人口をいかに呼び込むかですので、本当にああいいう地区で子どもを伸び伸びと育てたい、教育をさせたいという考えを持ってらっしゃる方はいるだろうと思うんですね。西郷村で住んで、勤務は首都圏、新幹線もあると。西郷村では川谷でなくても、西郷村に住めば、今は特認校制度があるので、川谷地区のよさを本当に理解して、こういうところで子どもたちに特色ある教育を受けさせたいと思うようなお考えの方がいらっしゃれば、特認校制度を利用して川谷小・中学校という学校を選んでいただくと、そんなふうなこともしながら、できる限りいろんなアイデアを皆さんからもいただいて、努力するべきことはする中でも、大きな流れとしては、やはり今後のあるべき姿を村全体で本当に考えていただいて、進んでいきたいというふうに思っているところですので、ご理解いただければありがたいです。

○議長（白岩征治君） 8番金田裕二君。

○8番（金田裕二君） 教育長の思いを語っていただきました。

私、昨年、会派の八汐会でもって秋田方面に何度か、こういった教育視察をさせていただいて、由利本荘のある小学校に行ったときには、あの山合いのちっちゃな学校です。でも、そこは何すばらしいのかというと、英語教育に特化している。小学校とは思えなかったです。もう中学校以上の学力をみんな持っている。ですから、何か特色がある。かえって、田舎の山の中なんだけれども、逆に都市部から流入してくるんです、ここで習いたい。やはり、そういった呼び込む力、それにはやはり何か特化したものをつくらなくちゃならない。そして、できれば休日、土曜、日曜とかを利用した都会の方に対しての何というかな、体験入学みたい、こんな学校なんですよ、こん

な授業をやるんですよというようなのを体験させる。そういったものを催し、イベントとしてやってみてはいかがかなと、まずはそういったものを発信する。

都会から呼び込む、今はみんなネット社会ですから、みんなスマホでも何でも見られますから、そういった形をぜひとも取り入れて、すぐ今日、明日に結論を出せる問題じゃございませんので、我々もできればそのまま存続するのが理想です。でも、どうしてもだめだったら、やはりだめなときはこうするしかないという、その答えというの、やはり地元の方とも話し合っていきたいな、いただきたいということで締めたいと思いますが、最後に、村長にもそういった学校の、今の川谷とか羽太の状況を踏まえて、村長からも一言お願いします。

○議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 教育の真髄といいますか、やはり施される側というか、逆に子どもたちにとということと親の思いと、結局、先生と、やっぱり人は、先生も本当にそうですが、地域の人にもお世話になったり、要するに総合力の結果が多分出てくるんだろうというふうに思います。まずは、これまでの先生方のご努力ありますので、今、教育長が申されたとおり、そういったこともいろいろやりながら、この考えをまとめていくことも1つであるというふうに思っているところでございます。

○8番（金田裕二君） 以上で質問を終わります。

◎休憩の宣告

○議長（白岩征治君） 8番金田裕二君の一般質問は終わりました。これより午後3時35分まで休憩したいと思います。

（午後3時13分）

◎再開の宣告

○議長（白岩征治君） 再開いたします。

（午後3時35分）

○議長（白岩征治君） 休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

14番大石雪雄君の一般質問を許します。14番大石雪雄君。

◇ 14番 大石雪雄君

1. 村の施設について

○ 14番（大石雪雄君） 14番。通告順に従いまして、一般質問を始めます。

質問事項であります。村の施設についてと。要旨は、学校給食センターの改築についてということで通告を入れておきました。

質問に入る前ですけれども、質問書を通告してから、二度ほど学校給食センターを見せていただきました。そんな中で、学校給食法のもとで、老朽化した給食センターで安心・安全な給食を提供するために、設備の整備、点検の清掃など、通常以上の仕事をされているセンター所長、栄養教諭、そして関係職員、関係者の皆様に、敬意と感謝を表したいと思います。

さて、質問に入りますが、昭和53年4月10日に中学校3校、小学校5校が完全給食を給食センターで開始されました。本年度までに、昭和53年、平成13年に増築されまして、この間、センター運営開始から約40年ほど年数が過ぎており、機械設備、施設など、不安を私自身は感じています。

その観点から、改築を望んでいますが、いかがでしょうか、どのような施策を練っていくのか、執行部である村長のほうにまずお聞きしたいと思います。村長も、新教育法の流れは、一員でありますので、村長のほうから答弁いただければ幸いです。

○議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 14番大石議員の一般質問にお答えをいたします。

学校給食センターの改築についてということで、現場へ行かれたそうで、ご苦労さまでございます。現場の皆様は、一生懸命2,000食やっております、さらにマクロビオティックとかいろいろアイデアを出して、子どもたちの発育に大いに寄与しているというふうに思っておりますが、時間はたちまして、本当に昭和53年からということで、老朽化が進んでおります。

いろいろ県南保健衛生所といいますか、やっぱり所管庁のいろいろご指摘等があったり、あるいはドライ化とか、もう一つはやっぱり老朽化、あるいはボイラーとかいろんな改善するのはその都度やってきましたが、なかなかもう時間はそんなにもたないだろうというお話もありますので、ぜひこの老朽化対策として、新たな基準といいますか、それに沿った給食センターをつくっていきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（白岩征治君） 14番大石雪雄君。

○ 14番（大石雪雄君） 今、村長のほうから答弁をいただきました。

確かに、老朽化が進んでおります。まず、壁、天井、さらには食材の搬入・搬出、害虫が入るおそれが大変ある中、そしてかびが発生するのではないかなと思う場所、いろいろ見る限りでは、今時点でももう改築にしては遅いのではないかな、そのようにも思っております。

学校給食等食材の会社では、大変仕事の内容が変わってくるかと思いますが、参考

までに話ししますと、食材をつくっている会社はISOを取得して、それも22000とか高度なISOを取得しているようであります。

それで、食材を納入する際には、二重シャッターでスチールのシャッターと、あとはロール式のビニールシャッターになっているようであります。そして、機械設備は、学校給食とは食材をつくる会社では多分に違っていきますが、それは別としても、今度は搬出する段階では、やはり二重シャッターになって、コンテナとその搬出する出口の間が密接なすき間のない形の中で搬出しているという時点であります。

というのは、食品は産地偽装、いろいろと大変うるさくて、いろんな角度からも視察に来ているようでありますから、まばらな考えでは会社は運営できないというのではないかなと、そのように思っております。

西郷の給食センターは、東西しらかわでワーストスリーに入る給食センターだということであります。東白川郡の給食センターは大変進んでいて、調理に入る場合には、調理する方はエアシャワーで入って、ごみをみんなエアーでふっ飛ばして、そして長靴は除菌、さらには洗浄という中でできています。

そういう中で、今後つくるとすれば、大変よそにない施設を考えるわけですが、いろんな面でネックになると思うんですが、村長としては今考えていかなきゃならないと、プロジェクトも組んであるということで、早急をお願いしたいと思うんですが、いかがなものか、再度お伺いしたいと思えます。

○議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） ワーストスリーというふうに言われて、ちょっと今かちんときたんですけども、ワーストスリーということには何かで出ていましたですか。

○14番（大石雪雄君） それを言うと、支障が出てきます。

○村長（佐藤正博君） ああ、そう。要するに、古いですので、いろいろ支障あるところあるだろうと思えますので……。

やっぱり、今そういった状況であるということはわかりましたので、老朽化にどう対応するかということをやっぱり考えたときに、改築の時期に来ているという認識をしております。

この次に生活改善センターの質問もありますので、一緒に答えますが、今度の拠点のプロジェクトありますので、この約5万平米の土地の中にどういった入れ方をしていくか。1つは、今の安全・安心がありますが、もう一つは、やっぱり防災上の観点も入れていきたい、あるいは地産地消としての関係も入れるとどうなのか、あるいは動線上どうなのか、あるいは出入の問題、学校の受入れの高さがありますよね。いろんなことを考えて、この最新の装備を持った、そして素晴らしい。いつもNHKのテレビで、「日本一の給食」やっていますよね。ああいうことも本当に獲得できる素地は、西郷マクロビオティックあるのではないかと、密かに思っているところがありますので、そういった意味で、いろいろ財源、あっちこっち当たっております。そういったことも含めて、早くまとめて事に当たりたいというふうに思っております。

○議長（白岩征治君） 14番大石雪雄君。

○14番（大石雪雄君） 今、村長の答弁の中で、ワーストスリーは頭にきちまうと。私もショックでした、聞いたときは。やはり、東西しらかわでも、東白川郡のほうがすごいみたいなんです。埴町が一番すごいです。総工費5億円くらいで、近代的に設備されているそうです。

そういう観点のもとで今、村長のほうから、いろんな補助関係とか補助的なものも話しありました。それで、学校給食法というのがあるんですね。村長が言うマクロビというのは、もう法律の目的とか、給食の目標とかの中ではやっぱり栄養源をつけてやるという意味で、地産地消でやるというのはもう当たり前のことなんだかもわからないですね、行政が力を入れていくというのね。それは法ですから、受けとめ方の違いで、私が村長に押しつける考えもありません。

ですから、そういう意味では、努力している村長にも敬意を表したいと、そのように思っております。

それで、補助関係なんですけれども、学校給食法の国の補助で、第12条に「学校給食の開設に必要な施設又は設備に要する費用の一部を補助することができる。」ということがうたわれているんですね。これは文科省で出ていると思いますから、ですから、その補助率がいいか悪いかの違いで、開設するのと改築するのの違い、そして補助率の云々はあると思うんですが、その辺は村長のご努力にお願いしたいなど、そのように思っております。

さらに、ちょっと教育長のほうにお伺いしますので、村長、ご苦労さまでした。

よろしくをお願いします。

教育長にお伺いしたいのは、できるまで、これ新しく給食センターが改築するまでは、今の施設を存続しなければならないという中で、学校給食法の第9条の中に、学校給食衛生管理基準というのがあるうたわっております。それで、学校給食衛生管理基準の中には、学校給食施設及び設備の整備及び管理に係る衛生管理基準として、（1）学校給食施設、①共通事項ということで、「学校給食施設は、衛生的な場所に設置し、食数に適した広さとする。」ということになっているんですね。そのほかもろもろ書いてあります。

今の段階では、決して広さが無いという段階ですね。ですから、この辺のことも、これからの仕事内容には支障がないと思いますけれども、考慮しなくてはならない1つかなと。

さらに、「外部に開放される箇所にはエアカーテンを備えるよう努めること。」と、エアカーテンも先ほど言ったエアシャワーも、恐らく何1つないと思うんですね。ですから、改築を目指すなら、力を入れなくて、何かの方法で、これから夏場になる段階で苦慮できるものは苦慮していただきたいなど、そのように思っております。

さらに、温度管理なんですね。温度は25度C以下、または湿度は80%以下に保つよう努めることということがうたわっております。

学校給食衛生管理基準でありますから、何らかの努力はしなくてはならないと思うんですが、教育長、答弁をお願いしたいと思います。

○議長（白岩征治君） 教育長、鈴木且雪君。

○教育長（鈴木且雪君） 大石議員のおただしにお答えいたします。

議員のほうからお話いただいたように、本当に今現在の給食センターの環境の中で、センターの職員一生懸命やっけていただいております。

今指摘された部分について、エアカーテンなどありませんし、湿度も高くなる中で、網戸で窓をあけたり、その中でやっぱり網戸からも小さい虫も入ってくる可能性もある。そういう中で、本当に細心の注意を払ってやっけていただいております。

安全・安心の給食ということは、もう基本中の基本でありますので、保健所の立ち入り検査等も受けて、そういうものにおいてはクリアしているといいますか、安全・安心な給食をつくる面において、全く何というんですか、適していない環境というわけではなく、やらせていただいている状況です。

なかなか本当にそういう中での努力によって今なされておりますが、本当に子どもたちの口に入るもの、そして体をつくる基本ということですので、細心の注意を払ってやっけていただくよう、これからも一緒にやっけていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（白岩征治君） 14番大石雪雄君。

○14番（大石雪雄君） 教育長が申されるとおりだと思います。今、持続して給食が子どもさんたちに提供されているということは、これは通常どおりの給食が行われているということはそれでいいのかなど、そのようにも思いますが、その現場に立ち向かう方々は、毎日何か起きなきゃいいなという気持ちはいっぱいだと思うんですね。まず、設置されている設備も、何かもう既に壊れそうだと。夏休みに入る1日前に壊れれば、処分はとまらないということもありますけれども、やはり何か起きた場合には、誰が責任とるんだということになりますから、ぜひとも教育長には、これからも学教教育課長ともども目を配っていただいて、早急に村長の力で、新たな給食センターを望むことで、この質問は終わりたいと思います。

続いて、要旨の生活改善センターの改築についてであります。

生活改善センターは、昭和46年3月にできておりまして、築が47年経過していると、老朽化が激しくなっておりますので、改築の必要性がありますけれども、どのようなお考えなのか、お伺いしたいと思います。

○議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 生活改善センターの改築についてのおただしでございます。

ご指摘のとおり、もう昭和46年3月でございますので、当時とすればよかつたんだろうと思いますが、だんだん職員数の増加や行政需要の多様化、事務量の問題等からだんだん手狭になってまいりました。そのため、本庁舎の改修や庁舎機能の分散化を行って対応してきたところでございますが、ここに来てといいますか、3・11以降の昭和56年に規定された耐震基準以前といったこともありますので、やはり安全性の問題、それから先ほどの老朽化、それから規模、いろんなことを考えましたときに、建てかえというか、いろいろありましたが、ワンストップとかサービスの向

上ですね、そういったことを含めた新庁舎、総合庁舎といった、今日、一番最初のお話もありましたが、やっぱり新たな行政拠点といったものの中にこれも組み入れて、そして機能の集約と、それから今後の対応に向けての考えとして、総合庁舎に入れ込んだ対応というふうにはしてはどうかと今思っているところでございます。

○議長（白岩征治君） 14番大石雪雄君。

○14番（大石雪雄君） 14番。村長から答弁をいただきました。

私、2年前でしたか、選挙で歩いているときに、今度新しく庁舎できるんだよねという、何か数名の方に問いかけられました。私知りませんと。給食センターも古いし、生活改善センターも古いし、2万人になりそうな村で、文化センターの大研修センターも狭いんです。エアコンも入っていないんです。庁舎どころじゃありませんと、私言いました。「でも、何か庁舎つくるとい話があるんだけれども、どうなんだい」と、そういう話でした。

ですから、庁舎ができること、拠点プロジェクトの中で、この村の村有地、大変広がって、どこに何つくってもおかしくない、素晴らしい土地を持っていますから。ぜひとも村長の城を、何でもいいからつくればいいと、そのようには思いますけれども、とにかく庁舎って、家だって中身が悪かったら何にもならないですね。だから、私が思うのには、とりあえず庁舎ね、外壁だけ色を染めてもらって、それでもうちちょっと我慢してもらって、エアコンもきれいに入れたし、議場もきれいになっているし、もうちょっと別な角度から見詰めたらいんじゃないかなと、そのようにも思います。

村長の夢は夢はして、ぜひとも実現に向かって進むことは、大いに結構だと思いません。

前、ポンプ操法のとときに、来費の方と一緒に熊倉小学校でポンプ操法を見てきた。ポンプ操法というのは、結構時間があって、来賓同士で庁舎見えるんですね、向こうからこういうふうに見ると、後ろ側が見えるんです。「おじさん、あれ黒いのを白くできねえのかい」と言うんだよね。髪の毛だら簡単だけれども、あのなかなか予算かかるでしょうって。村長がいるんだから、村長に言ってくださいよって私言ったんですが、私のほうに言われて。そして、担当課のほうには申したんです。ですが、やはり予算がつかない状態です。今もそのままの状態かなと、そのようにも思っております。

家庭におかれても同じ、なかなか予算がつかなければやれないというのは同じだと思います。

それで、何をやりたい、かにをやりたい、例えば私が言うように、給食センターも、文化センターの大広間も、そして生活改善センターも、言ってもできないです。私は、自分の職柄、いろんな会社との貢献というか、つき合いがあります。すごい不景気です。もう本当に不景気です。会えば仕事ないね。外国人さんのバイヤーに聞けば、日本はもっと悪くなる。今まで景気よかった運送屋さんが、トレーラーが毎日休んでいる。今までトラック使ったやつが、電車でコンテナ積みで、とにかく交通費を浮かせている。あとは羽田なり成田まで運ぶだけだと。

そういう中で、これから先は本当にもっともっと企業が合併したり、お互いに共通部品を使っているということで、厳しくなるのではないかなと思う中で、重点事項をこれは何年までやるんだと。5年計画、10年計画でやはり練って、そしてやっていく方向がいいのかなと思うんですが、再度お伺いしたいと思います。

○議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） いい話し出しましたですね。そのとおりです。

今回の地方創生、あるいはいろんな意味で、やっぱり少子高齢化と人口減少社会にあって、どうこの地域を人が暮らせる、いい意味でいい人生を送るためにという仕掛けの中に、この事業が1つ入っていたわけです。役場もそういった意味で老朽化、ご指摘のとおり給食センターも喫緊の課題です。

ではということになりますと、もう既にこの計画は、例えば県道増見線のところを6反歩、何年前でしたっけ、買いましたね。あのときから話は実は出ているわけです。何のために買うんですか。あれは、やっぱり将来に備えるといったことで、駐車場にも使えるでしょうと。そういったことがいろいろ、時期と実は時系列的には合っているわけです。

今のところ、最終的にとなると、大体、住宅で家が建っている境界までの話は、協力者が出てきましたので、それでということになりますと、やっぱり1つは防災とか拠点としての機能、同時に福祉、教育、それからワンストップとか、さっき利便性、トイレの問題とか、いろんな今までのご要望ありましたですね。これをどのように今解決していくのかといった、このプロットをする必要が、要するにどこに何をつくるか、動線はどうなるのか、それから常時の場合、非常時の場合どうするんだ、あるいはイベントの場合どうする、いろんなことを考えて、一番いいところで1つは固定しておきたいと。

そうしますと、次は今度は財源と手順、手元にないようにといった開発のスケジュールが必要になるわけです。それができて、その上は財源です。一番は、冒頭から出ていますように、今後の福祉、扶助費等は増えていく、これは止まらん。そのために、どこを我慢して、どのように継承していくか。介護保険料を下げてください、その他もろもろの問題が出てきます。景気がそれを解決してくるのかどうかわかりませんが、それを脇に見ながら、我々は村政という1つの姿形を日常出していく必要があるわけがあります。

それらを満足しながら、今のこの役場機能といったものも整備していくと、この2つの目標に向かっていくわけであります。やはり、計画は当然、手戻りあるいは、しまった、あのときこれまで考え至らなかったといったことのないようなことまで今回はやっておきたい、それが夢になったり、あるいは現在の地方創生のハード面の補助がついたりといった入り口が出てきましたので、さらに庁舎についても先ほど申しましたが、やはりこれまでは役場は最後でいいと、それはお金たまってからやりなさいと、あるいは起債は認めますが、財源措置はしませんといったことが一転したわけ、今年から。それは、3・11と熊本があって、行政機能がダウンした場合はサービス

どころじゃないと、何やっているんだといったことを踏まえて、そして役場のための財源措置もしていくということが明らかになったということも1つの入り口には達するわけであります。

しかし、同時に全部できるわけではありませんし、なおかつ、それも手戻りないように、なおかつ日常がこの手順でよかったなといったこともいろいろ考えながらということで今、いろんなお知恵をかりてやっているわけであります。

おっしゃるとおりの村民の利便がまずナンバーワン、2番目にというこの庁舎の手順はありますので、さらに給食センターその他のこともあります、相対的にこれと考えながら、財政上は対応していくという基本でいたいと思っております。

○議長（白岩征治君） 14番大石雪雄君。

○14番（大石雪雄君） 再度質問させていただきます。

西郷村も2万人を超えたと。たまたま西郷村で育って、都会に行っている方が帰ってきて、今、人口どのぐらいなの、2万人超えましたと、何でまだ2万人なのかと。これだけの面積でこれだけの利便性があるって、まだ2万人なのかと。だから、見方によっては、全国で3番目の村だと。人口は3番目の村だと言いなながらも、もうちょっと手を加えれば、もうちょっと人口増えるんじゃないかということを行っているのかなど。その辺は、それ以上のことは私は聞きませんし、それ以下も聞きませんでした。ただ、ちょっとがっかりしました。若いときから2万人を目標にしていますから。でも、見る方から見れば、反対の見方もあるんだなと、そのようにも思います。

それで、もうちょっと若いころに、田中角栄の生きざまを書いた秘書の本を読ませていただいたことがあります。田中角栄は、そんな簡単に自然を彫刻するなど、彫刻したところはもう戻らないぞと。例えば、山削っちゃったら、もうそれは削ったまんまだぞと。あとは、真っすぐなメインストリートをつくれと。そして、学校をつくれ、銀行を置け、マーケットを置けと、その周辺は必ず伸びるぞと私は読みました。

ですが、今はそういう場所がいっぱいあるんですね、これ。どこの町村に行っても、メインストリート的なものはあって、マーケットだって、例えば隣の薬屋さんだってそっちこっちにあって、あと病院があって。ですから、すごく難しいんですね、これ。交通網が発達したことによって、大変難しい時代なんです。

ですから、やはり村民の生活に密着したもの、もちろん役場庁舎もそうでしょう。ですが、やはり便利性を売り出して、もっともっと人口の増える村だと、何言っているんだって、地方創生で10年後には1万7,000人になるんだぞ、1万5,000人になるんだぞと、ふざけんなど、俺の村見てみろと。日本でも珍しい新幹線あるんじゃないかと。日本で、村にインターチェンジとはわかりませんが、あるんじゃないか。村の機能どうしたと、ほかにワーストスリーなんて言われるものなんか何もないぞと。新しく来た奥さん方、胸張って言えたらどうですか、村長。庁舎もしかりですね。ゆとりがないから、スペースが、だから、それも村長の言うとおりにかもしれません。

だが、私が思うのには、村長は一番やりがいのある村だと思うんですが、いかがで

しょうか。

○議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） やっぱり、私もずっとこの西郷村の成り立ちとか、あるいは白河藩における西郷村の寄与率とか、あるいは歴史から見てということを考えてときに、本当にいいところだというふうに思っています。やはり、それは環境上ももちろんそうですが、いろいろ努力した人の足跡がわかるわけであります。

我々はそれを継承し、なおかつ発展させていくという義務があって、どっちにしろ、その部署にいる機会というのはそんなに長くありませんので、全力投球をして次の世代にいい形でリレーできるということになったときに、やっぱり先人の自然条件を使った産業興し、要するに経済力を手にするといったところと、さらに環境を守りながら、あるいはこの大命題である教育力を高めるとか、あるいは芸術文化、あるいは福祉の村づくりとか、やっぱりいろんな考えが、昔のことを聞くと出てきます。

そういうところを、西郷村では何が売りになるのかなといったところを考えて、いろいろ県の町村会とか、いろいろ全国の市町村長と話をします。やっぱり、西郷はいいところですよ。青森の町村会の会長がいて、今、東通村の村長さんやっていますけれども、向こうも非常に条件は、原発等がなくていいですよ。ただ、やっぱり西郷の、新幹線で東京へ行くとき、必ずここを通りますので、もう西郷は最高ですねと、自然条件と例えば海の地震関係、災害関係、8・27災害はよくわからないで言っているんだと思いますが、なおかつ、会津藩の斗南という移住があって、少なからず因縁はあるわけですが、やっぱりこの気質、あるいは助け合いとか、あるいは進取の気性とか、いろんなことが、西郷は要するに人の交流が多いと、うらやましいと。要するに、もともと西郷村にいた歴代、ずっと何代もいる家、あるいはほかから来てくれる人がいて、実はそこで意見の交換とか、あるいは新たなものを生み出す力といったものが非常に幅広く、深くできるのではないかとといったことをよく言われます。

まさしく、今の庁舎をつくったときの人口1万人から今2万人、倍増していますよね。それは、いわばほかから来て定着している結果でありますので、それが多分切り口1つではない、いろんな局面を全部照らし合わせて、多分この人間の感覚というのは、ここに住もうとかそういう判断が出てくるんだろうと思いますので、いわばそういう中であって、先人の思い、あるいは今のなすべきこと、強く前進させる一助になればいいというふうに思っています。

○議長（白岩征治君） 14番大石雪雄君。

○14番（大石雪雄君） 最後の質問とさせていただきますが、自分の持論も入って質問しているわけですが、先人があって、今、村があると。新幹線ができたいきさつも十分聞いております。インターチェンジができたいきさつも十分聞いています。話として聞いています。それを守るだけでも大変な時期ですよ。インターチェンジらしきもの、スマートインターが奥にできてきていると、利便性は遠くにまで、いろんなところででき始まっているということですね。

ですから、俺の村で誇れるものといったら何だといったら、やはり先人が残してく

れた地の利だと、私はそう思っています。ですから、村長の親がつくった生活改善センターかもしれません、給食センターかもしれません。でも、村長は県の会長を務めた方なんですから、一人だけの力では間に合わないときは、人の力もかりるような考えで、ぜひとも給食センターも、村長が言うように文化センターも——文化センターは言ってなかったですか、庁舎も、立派なものを残せるように、スクラムを組んで、ぜひとも頑張っていたいただければいいなということを申し添えて、私の質問を終わります。

○議長（白岩征治君） 14番大石雪雄君の一般質問は終わりました。

◎散会の宣告

○議長（白岩征治君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

なお、3月14日は一般質問として予定しておりましたが、議会運営委員会の答申により、議案調整日として休会いたします。

また、3月16日は定刻から会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。大変ご苦労さまでした。

（午後4時17分）

